

第2次大田区環境基本計画

行動計画 2025

Annual Action Plan

& Report

2025（令和7）年4月

第2次大田区環境基本計画 概要

基本的 事項

■ 目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。
大田区環境基本計画（前期・後期）及び大田区環境アクションプランに基づく取組を継承しながら、想定を超えた速さで進む地球環境の変化に伴う新たな環境課題や社会的要請に対し、柔軟かつ総合的に対応する新たな指針となるよう計画体系を再構築しました。

■ 位置づけ

「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画です。

大田区の最上位の指針であり、区に関わるすべての人々の共通の目標である「大田区基本構想」、及びその将来像を実現する戦略的政策体系「大田区基本計画」の実現を環境面から支えます。

また、区の環境に関連する個別分野の計画や「おおたSDGs未来都市」の取組と連携し、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めます。

■ 計画期間

2025（令和7）年度～2030（令和12）年度までの6年間

■ 包含計画

- 「地球温暖化対策推進法」第21条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」
- 「生物多様性基本法」第13条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」
- 「気候変動適応法」第12条に基づく「大田区気候変動適応方針」
- 「食品ロス削減推進法」第13条に基づく「大田区食品ロス削減推進計画」

めざす姿



区民・事業者・区、あらゆる主体のパートナーシップを土台とし、

- **脱炭素社会への移行** - カーボンニュートラル -
- **自然再興の取組** - ネイチャーポジティブ -
- **循環経済への移行** - サーキュラーエコノミー -

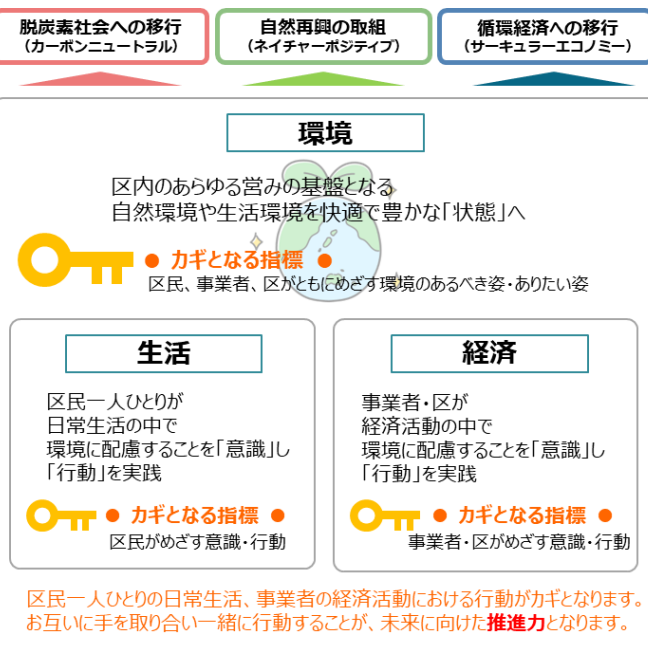
3つの目標達成を通じて環境・生活・経済の好循環による持続可能な環境先進都市おおたを実現します。

第2次大田区環境基本計画 概要

指標設定

■ 指標設定の考え方

3つの目標を達成するため、区内のあらゆる営みの基盤となる「環境」、区民が日々暮らす「生活」、区内の事業活動が回す「経済」をカギ（視点）に指標を設定し、2030（令和12）年度の目標にどれだけ近づいたかを表します。



■ 3つの目標達成のカギとなる指標

	カギ(視点)	指標	最新値	目標値 2030年度
1	脱炭素社会への移行 環境	1)大田区における温室効果ガス排出量の削減率	1) ▲13.9% 2021年度実績 (2013年度比)	1) ▲50% (2013年度比)
2	環境×生活	1)省エネ行動に取り組む区民の割合 ※3項目以上 2)家庭のCO ₂ 排出量の削減率 ※家庭部門	1) 76.7% 2023年度実績 2) ▲9.9% 2021年度実績 (2013年度比)	1) 82% 2) ▲50% (2013年度比)
3	環境×経済	1)事業者のCO ₂ 排出量の削減率 ※業務部門＋産業部門 2)大田区役所の温室効果ガス排出量の削減率 3)環境に配慮した経営をする企業の割合 (脱炭素化)	1) ▲21.9% 2021年度実績 (2013年度比) 2) ▲31.5% 2023年度実績 3) 13.4% 2023年度実績 ※中小規模事業所	1) ▲50% (2013年度比) 2) ▲51% (2013年度比) 3) 35%
4	自然再興の取組 環境	1)みどり率※1 (参考)緑被率※2	1) 25.3% 2018年度実績 (参考) 18.32%	1) 28% (参考) 21.5%
5	環境×生活	1)生き物の豊かさの満足度 2)身近な場所で水や緑に親しめると感じている区民の割合	1) 27.2% 2023年度実績 2) 58.8% 2024年度実績	1) 40% 2) 62%
6	環境×経済	1)環境に配慮した経営をする企業の割合 (生物多様性)	1) 4.9% 2023年度実績 ※中小規模事業所	1) 29%
7	循環経済への移行 環境	1)区民1人1日当たりのごみ量と資源の総量	1) 585g 2023年度実績	1) 542g
8	環境×生活	1)ごみ減量・リサイクルに取り組む区民の割合 2)家庭系食品ロス量の削減率	1) 73.9% 2023年度実績 2) -	1) 80% 2) ▲31% (2021年度比)
9	環境×経済	1)環境に配慮した経営をする企業の割合 (資源循環) 2)事業系食品ロス量の削減率	1) 39.0% 2023年度実績 ※中小規模事業所 2) -	1) 54% 2) ▲31% (2021年度比)

第2次大田区環境基本計画 概要

指標 進捗状況

カギ（視点）	指標	当初	最新値	目標値	達成度
脱炭素社会への移行 環境	大田区における温室効果ガス排出量の削減率 （2013年度比）	▲13.9% 2021年度実績	-	▲50%	-
	環境×生活	76.7% 2023年度実績	-	82%	-
		▲9.9% 2021年度実績	-	▲50%	-
	環境×経済	▲21.9% 2021年度実績	-	▲50%	-
		▲31.5% 2023年度実績	-	▲51% （2013年度）	-
	環境に配慮した経営をする企業の割合（脱炭素化） ※中小規模事業所	13.4% 2023年度実績	-	35%	-
自然再興の取組 環境	みどり率	25.3% 2018年度実績	-	28%	-
	（参考）緑被率	（参考）18.32%	-	（参考）21.5%	-
	環境×生活	27.2% 2023年度実績	-	40%	-
		58.8% 2024年度実績	-	62%	-
	環境×経済	4.9% 2023年度実績	-	29%	-
循環経済への移行 環境	区民1人1日当たりのごみ量と資源の総量	585g 2023年度実績	-	542 g	-
	環境×生活	73.9% 2023年度実績	-	80%	-
		-	-	▲31% （2021年度比）	-
	環境×経済	39.0% 2023年度実績	-	54%	-
	事業系食品ロス量の削減率	-	-	▲31% （2021年度比）	-

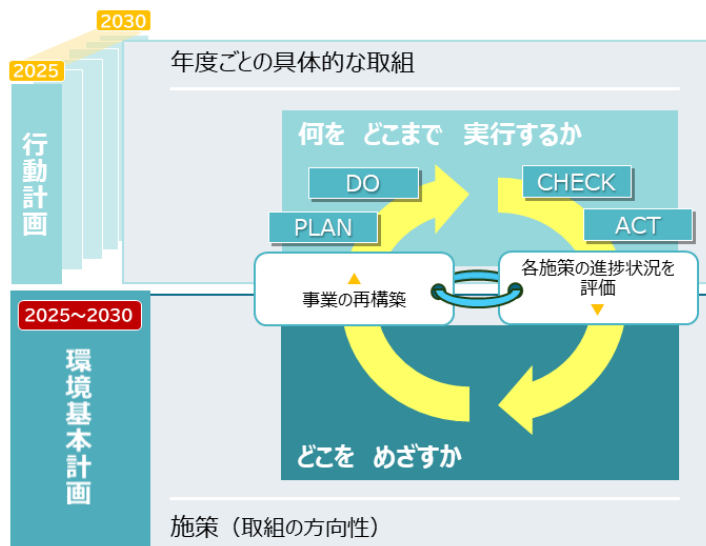
第2次大田区環境基本計画 概要

施策体系

シーンNo.	活動	施策（取組の方向性）	しる・まなぶ	つながる
1	くらす・はたらく	1-1 環境配慮型ライフスタイルへの転換 （区民・事業者の行動変容の促進）	普及啓発	パートナーシップ
		1-2 脱炭素まちづくりの推進		
		1-3 健やかで快適な暮らしの実現		
2	はこぶ	2-1 環境にやさしい移動・輸送手段の充実		
3	ともにいきる	3-1 みどりのまちの実現〔グリーンプランおたとの連携〕		
		3-2 生物多様性の保全・再生〔生物多様性地域戦略〕		
4	つくる・つかう・ずてる	4-1 ごみを排出しないライフスタイルへの転換		
		4-2 資源の再生利用の推進		
		4-3 食品ロス削減の推進〔食品ロス削減推進計画〕		
5	そなえる	5-1 気候変動適応策（方針）※1		

本計画では、日常の活動シーンごとに施策（取組の方向性）を5つに分類するとともに、共通する「普及啓発」と「パートナーシップ」の視点から各施策に横ぐしを通し体系化します。

進行管理



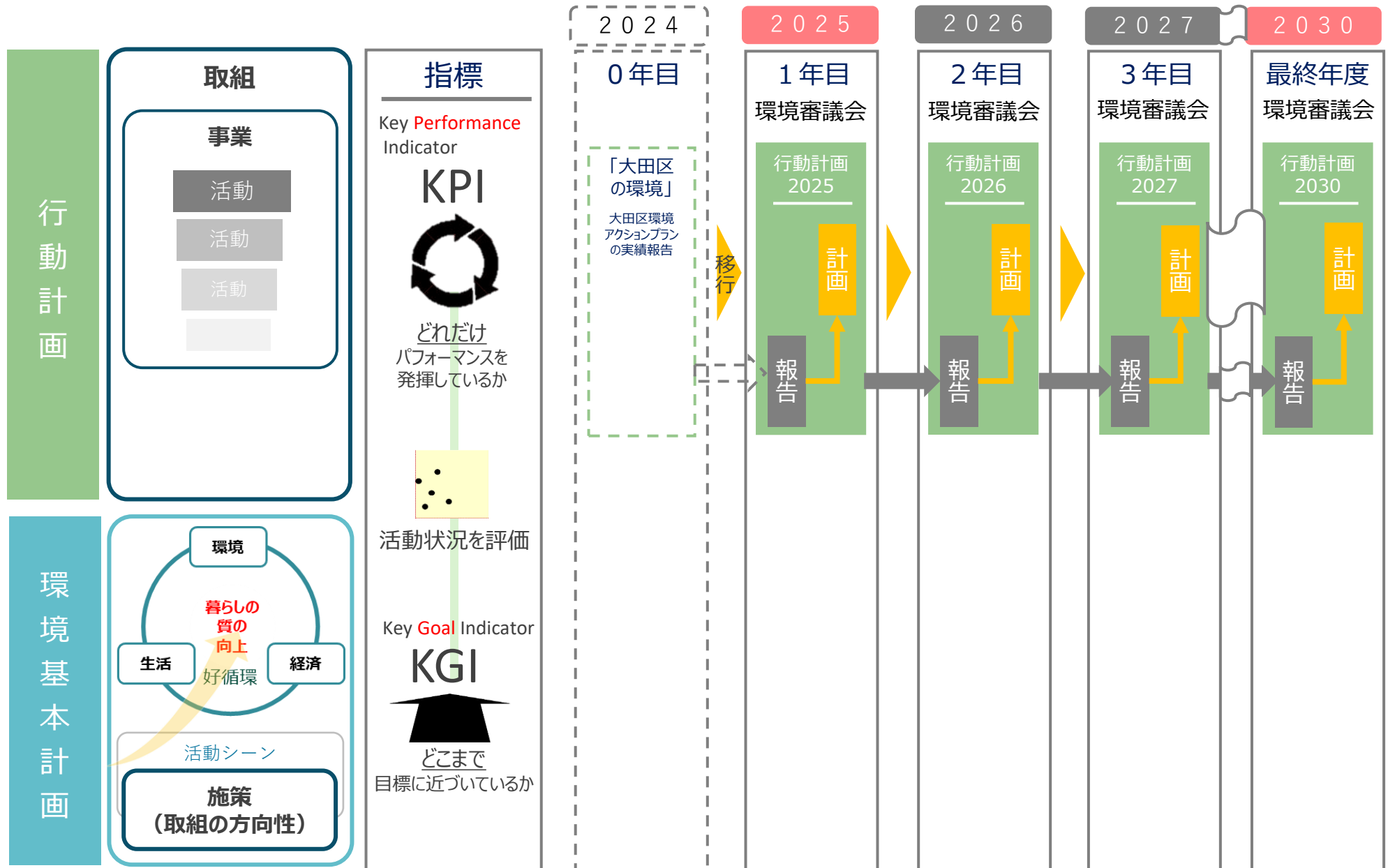
わたしたちの想定を超えた速さで気候変動や生物多様性の損失など地球環境の悪化が進む現在、時代の変化や技術革新に対応し、事業の新陳代謝を進め、機動的に新たな取組を実行に移していく必要があります。

本計画は、取組の方向性を定める「基本計画」と毎年度の具体的な取組を示す「行動計画」の2階建て構造によって進行管理を行います。

「基本計画」では「どこをめざすか」を、「行動計画」では「何をどこまで実行するか」を定めます。「行動計画」では、年次で各事業スキームと事業成果を総合評価し、機動的に事業の再構築を図っていきます。

なお、毎年度策定する「行動計画」は実績報告を兼ね、各事業の実績及び各施策（取組の方向性）の進捗状況を記載し、次の年度の「行動計画」へと更新していきます。

行動計画による進行管理の流れ



行動計画「各事業の活動状況」評価方法



「行動計画」では「どれだけパフォーマンスを発揮しているか」を評価します。

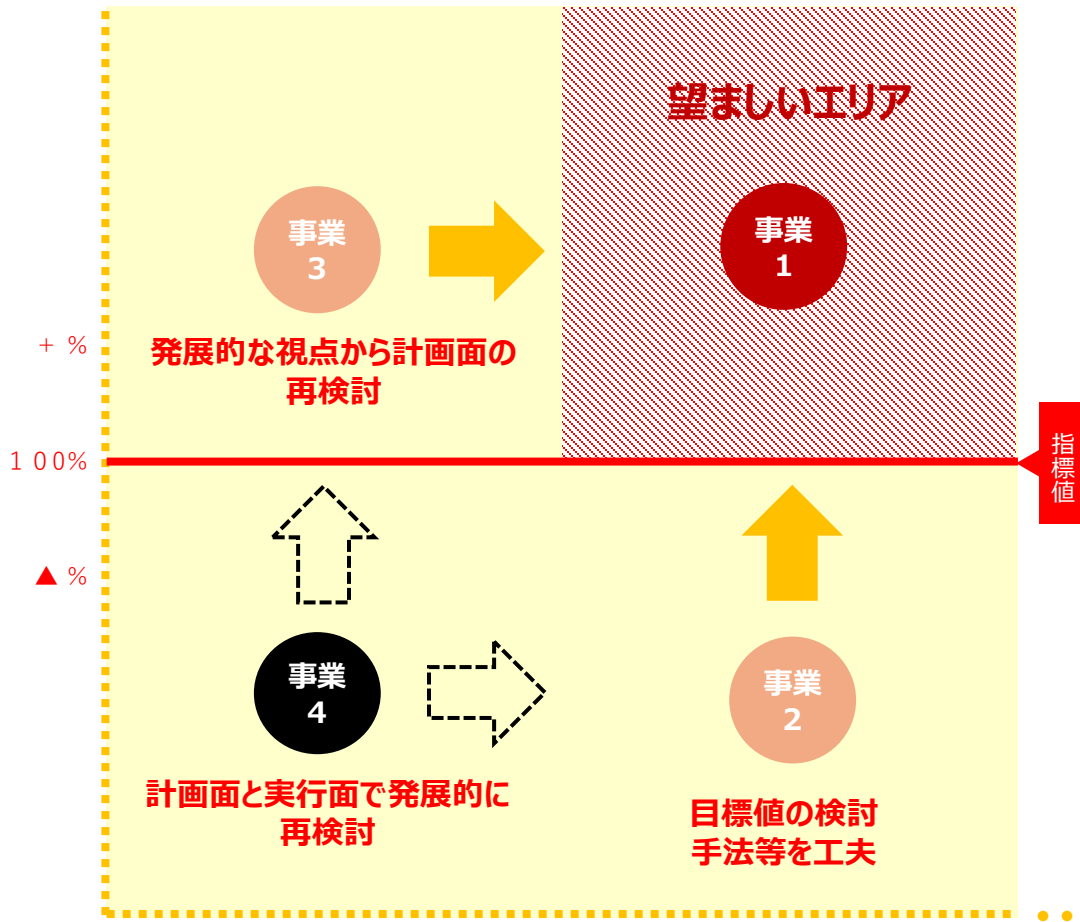
実行面

実績評価

(指標の達成度 %)

※ 事業活動による定量的なアウトプット及びその目標値。一部前年度比で評価

- ① 横軸に**計画面**を取り、事業活動のスキームを評価（加点）します。
- ② 縦軸に**実行面**を取り、事業活動の実施結果を評価（達成度）します。
- ③ 両者の値で決まる点の分布状況によって、施策（取組の方向性）ごとに**各事業（活動）のパフォーマンスを可視化**します。



評価項目	各項目に該当すれば加点します。(各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)
ターゲット	狙いとする層が明確である。また、事業の性質に応じて参加者が固定化されないように工夫を凝らしている。
影響度	事業目的以上の波及効果が期待できる。
ニーズ	区民等からの要望が多いほか、区民等が抱える悩みや課題の解決にマッチし、区民生活の向上や住みやすい地域環境の構築に寄与している。
地域性	地域特性を踏まえた、大田区らしさ（独自性）がある。
効率性・生産性	無駄が少なく資源を有効に活用することで、コスト削減に貢献している。もしくは、あらゆる工夫により生産性の向上に努めている。
パートナーシップ	区民、事業者、関係部局と連携している。
先取性	新しいアイデアや技術等を積極的に導入するなど先進的な取組となっている。

計画面

事業設計評価

※評価項目の加点配分及び各事業の設定指標については固定化せず、状況の変化を捉えて見直します。

環境基本計画

行動計画

活動シーン

施策（取組の方向性）

取組

各事業

くらす・はたらく

環境配慮型ライフスタイルへの転換

脱炭素まちづくりの推進

健やかで快適な暮らしの実現

区民の行動変容の促進

事業者の行動変容の促進

再生可能エネルギー
の導入拡大

省エネ機器・設備
の導入拡大

区による率先行動

屋外における
喫煙対策の推進

地域美化活動の推進

騒音・振動の実態把握

大気環境の実態把握

住まいと工場が共存するまちづくり

はこぶ

環境にやさしい移動・輸送手段の充実

移動手段の脱炭素化の普及・促進

ともにいきる

みどりのまちの実現

生物多様性の保全・再生

緑化の推進

グリーンプランとの連携

自然環境の保護

水環境の実態把握

つくる・つかう・すてる

ごみを排出しないライフスタイルへの転換

資源の再生利用の推進

食品ロス削減の推進

ごみ減量・3R推進の
PRの充実

Reduce

Reuse

Recycle

食品ロス削減への行動変容

そなえる

気候変動対策（方針）

くらす・はたらく

環境配慮型ライフスタイルへの転換

区民の行動変容の促進

- 環境に関する情報の提供（HPコンテンツ・動画）
- イベントの開催・出展
- 「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール
- 区民運動おおたクールアクションの推進
- 大田区地球温暖化防止アンバサダー
- こども環境教室
- オンライン講演会
- 打ち水支援事業
- Jークレジット創出プログラム（カーボンオフセット）

事業者の行動変容の促進

- おおたクールアクション推進連絡会
- 事業者等への省エネ講習会の開催支援（講師派遣）
- 省エネ診断受診促進
（東京都地球温暖化防止活動推進センター）
- CO₂可視化システム導入事業

脱炭素まちづくりの推進

住宅の断熱等性能の向上・再生可能エネルギーの導入拡大

- 住宅リフォーム助成事業（脱炭素社会への対応・太陽光発電システムの設置）（※）

省エネ機器・設備の導入拡大

- Jークレジットを活用した家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進
- 企業立地・SDGs促進助成金（※）
- 商店街のLED化（※）
- 公衆浴場施設改善助成（※）
（東京都「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金」）

区による率先行動

- 電力の環境性向上（再エネ電力の調達）
- 先進的省エネ機器の導入
- 水素を活用した高効率燃料電池の導入
- 庁有車（乗用車）の電動化
- 区有施設の脱炭素化

※他部局による事業

くらす・はたらく

健やかで快適な暮らしの実現

屋外における 喫煙対策の推進

- 公衆喫煙所の整備及び運用
- 喫煙マナー等啓発・指導

地域美化活動の推進

- 地域美化活動の支援（支援用品の支給）
- はねびょんごみゼロウォーク

騒音・振動の実態把握

- 自動車騒音・振動調査
- 航空機騒音調査

大気環境の実態把握

- 大気汚染常時監視

住まいと工場が共存する まちづくり

- 工場公害対策等
- 化学物質の適正管理
- 区民の快適な生活環境の保全
- アスベストの飛散防止対策

その他の取組

- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

はこぶ

環境にやさしい移動・輸送手段の充実

移動手段の脱炭素化 の普及・促進

- E Vカーシェアリング普及事業
- 大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」（※）
- 大田区コミュニティサイクル事業（※）
- 自転車走行環境の利用啓発（※）

※他部局による事業

ともにいきる

みどりのまちの実現

緑化の推進

- 緑の育成
- 緑の保護
- 緑の普及啓発

グリーンプランとの連携

- グリーンインフラ事業計画の推進
- みどり基金の利活用

生物多様性の保全・再生

自然環境の保護

- 自然観察会・体験会
- 自然観察路
- 特定外来生物の防除
- 野生鳥獣対策
- （仮称）生物多様性マップ

水環境の実態把握

- 河川・海域調査
- 水辺環境改善対策等
水生生物・鳥類調査

つくる・つかう・すてる

ごみを排出しないライフスタイルへの転換

ごみ減量・3R推進のPRの充実

- 冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）
- イベント参加によるPR
- 資源循環学習教室等の実施
- ふれあい指導の推進
- 高齢者・障害者への支援
- 防鳥ネットの貸し出し
- 事業者に対する排出指導
- 事業者に対する普及・啓発
- 浄化槽清掃業者の許可・指導

Reduce・Reuse

- 古着の行政回収モデル事業
- 民間等と連携した古着の回収循環型モデル事業
- 民間事業者を活用したリユース推進事業
- 粗大ごみからのピックアップ回収

資源の再生利用の推進

Recycle

- 資源プラスチック回収
- 資源の行政回収・集団回収
- 集団回収事業への支援
- 資源持ち去り防止パトロール
- 小型家電リサイクル事業
- 不燃ごみの適正処理及び資源化事業
- 給食生ごみリサイクル事業
- 廃油の店頭回収（SAF）
- ペットボトルのボトルtoボトル水平リサイクル

食品ロス削減の推進

食品ロス削減への行動変容

- 食品ロス削減事業
- フードドライブ
- 食品ロス削減月間における普及啓発

そなえる

気候変動対策（方針）

分野別：自然災害・沿岸域 | 健康 | 国民生活・都市生活

9 項目の分類表

環境配慮型ライフスタイルへの転換	
脱炭素まちづくりの推進	
健やかで快適な暮らしの実現	
環境にやさしい移動・輸送手段の充実	
みどりのまちの実現	
生物多様性の保全・再生	
ごみを排出しないライフスタイルへの転換	
資源の再生利用の推進	
食品ロス削減の推進	

目標値の設定が相応しくないもの

目標値の設定が相応しいもの

施策（取組の方向性）

環境配慮型ライフスタイルへの転換

区民・事業者・区が日常生活や経済活動の中で必要不可欠な電気やガス等のエネルギーの使用をできるだけ減らし、温室効果ガスの削減に加え、生物多様性の保全、資源循環にもつながる環境配慮型ライフスタイルへ転換していきます。

区民

くらしの中で省エネ家電の購入やこまめな節電等の省エネ行動を心掛けます。

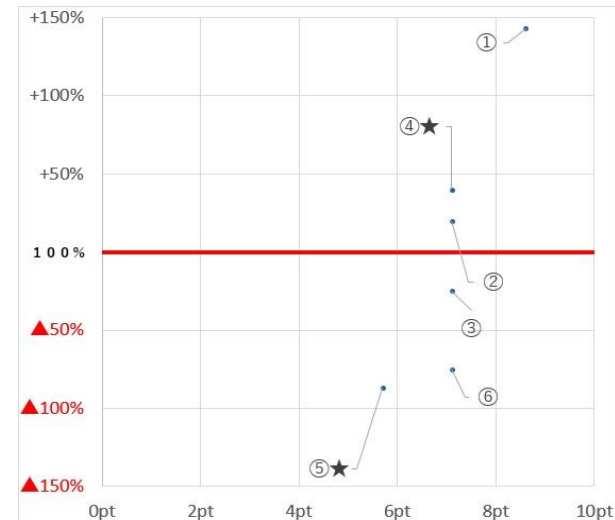
事業者・区

職場では季節にあわせてクールビズ・ウォームビズをとりいれ、快適な室内温度で過ごします。

取組

区民の行動変容の促進

R6各事業の活動状況



事業	実績				R7目標値	事業設計 (各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)	
	活動		R 4	R 5			R 6
環境に関する情報の提供	LINE「おおた環境ナビ」登録件数【実】	①	-	-	485件	600件	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/効率性・生産性/先取性
区民運動おおたクールアクションの推進	地域連携プロジェクトワークショップ	②	-	-	24人	40人	ターゲット/影響度/地域性/パートナーシップ/先取性/
こども環境教室	施設見学会参加者数	③	114人	58人	82人	110人	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ/
イベントの開催・出展	エコフェスタ参加者数（現地）	④	491人	742人	861人	★	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ/
オンライン講演会	参加者数	⑤	-	580人	75人	★	ターゲット/影響度/効率性・生産性/パートナーシップ/

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

施策（取組の方向性） 環境配慮型ライフスタイルへの転換

取組 区民の行動変容の促進

事業	実績			R7目標値	事業設計		
	活動	R 4	R 5			R 6	
環境に関する情報の提供	環境啓発コーナーの運用	-	実施	実施	実施	-	ターゲット/地域性/パートナーシップ
	環境月間パネル展開催	-	実施	実施	実施	-	ターゲット/地域性/パートナーシップ
「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール	応募点数	-	実施 (429点)	実施 (539点)	実施 (312点)	-	ターゲット/影響度/ニーズ/パートナーシップ
区民運動おおたクールアクションの推進	省エネ講習会参加者数（延べ）	-	実施 (31人)	実施 (66人)	実施 (49人)	-	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ
大田区地球温暖化防止アンバサダー	トークセッション開催校	-	-	実施 (2校)	実施 (2校)	-	ターゲット/影響度/地域性/パートナーシップ
こども環境教室	出前授業参加者数	-	実施 (57人)	実施 (366人)	実施 (443人)	-	ターゲット/影響度/地域性/パートナーシップ
打ち水支援事業	給付件数	-	実施 (46件)	実施 (56件)	実施 (59件)	-	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ
Jークレジット創出プログラム（カーボンオフセット）	CO2削減量	-	-	-	-	-	ターゲット/地域性/効率性・生産性/パートナーシップ/先取性

施策（取組の方向性）

環境配慮型ライフスタイルへの転換

取組

事業者の行動変容の促進

事業	実績			R7目標値	事業設計		
	活動	R 4	R 5			R 6	
C O 2 可視化システム導入事業	利用件数【実】	⑥	-	-	5 件	20件	ターゲット/地域性/効率性・生産性/パートナーシップ/先取性
おおたクールアクション推進連絡会	活動報告会参加団体	-	34団体	31団体	22団体	-	ターゲット/地域性/パートナーシップ
省エネ診断受診促進（東京都地球温暖化防止活動推進センター）	受診件数	-	24件	29件	35件	-	ターゲット/パートナーシップ

取組

区民の行動変容の促進

事業名

環境に関する情報の提供

目的概要

区ホームページ、SNSなどの活用や、リーフレット、情報誌の配布を通じ、環境課題の解決や保全に必要な情報を発信します。

実施内容

■ ホームページでの情報提供

環境関連のコンテンツを細分化し「地球温暖化対策」「公害」「ごみ・リサイクル」などに分類しました。また、環境問題に関する概要や学習支援につながるツールの紹介や環境学習動画を充実させるなどして、環境に関する情報を、区民にわかりやすく発信しました。

■ 環境啓発コーナー

環境関連の動画を上映するモニターを設置するとともに、環境施策等のパネルの掲示やパンフレット等の配布による情報提供を実施しました。

■ LINE「おおた環境ナビ」

LINEを通して、「クーポン」の発行や環境イベント・環境学習に関する情報を発信しました。

カテゴリー	動画タイトル	公開年月
環境総合	5分で分かる環境問題～みんなで守ろう地球の未来～	令和3年3月
	4分で分かる脱炭素社会～大田区環境アクションプラン～	令和4年4月
	アニメで解説！！3分で分かる「みんなの行動で持続可能な未来につなぐ！」～環境先進都市おおた～	令和7年3月
地球温暖化	5分で分かる！区民運動「おおたクールアクション」	令和3年4月
大田区 地球温暖化防止 アンバサダー関係	依田司さんと学ぶ～脱炭素社会の実現に向けて～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実験～雲を作ってみよう～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践①～お家でクールアクション～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践②～お出かけでクールアクション～	令和4年2月
	【5分で分かる地球温暖化シリーズ】依田司さんと実践③～学校でクールアクション	令和5年1月
食品ロス	大田区地球温暖化防止講演会～お天気キャスター依田さんと一緒に考える地球温暖化～	令和4年7月
	冷蔵庫整理術～食品ロス削減に取り組もう～（「冷蔵庫整理と食品ロス削減」）	令和2年9月
	6分でわかるまるごと野菜のエコレシビ	令和4年9月
緑	食品ロスをへらそう！冷凍術のコツとレシビ	令和5年9月
	初心者でもできる地域の花の育て方！～18色の緑づくり（大田区）～	令和2年10月
その他	アニメで解説！！学校で使われる電気について～ごみから生まれる電気～	令和6年3月

沿革

平成29年度、水を使わずに紙を再生する乾式オフィス製紙機「PaperLab（ペーパーラボ）」の導入に伴い、区役所本庁舎2階の会議室を「環境啓発コーナー」として整備。令和6年度末をもってペーパーラボを撤去したため、環境啓発コーナーは本庁舎1階ペットボトル減容回収機横に移動。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

イベントの開催・出展

目的概要

環境課題の解決のためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換する必要があります。イベントやセミナー等の開催・出展を通じて環境課題を共有し、具体的な行動を提示することで、環境を意識したライフスタイルへの転換を促します。

実施内容

■ エコフェスタ

「地域から考える地球の未来」をテーマに、こどもを中心に広く区民の環境意識の高揚を図ることを目的として、団体、NPO法人、企業・事業者等が協働して開催しました。令和6年度は、体験型イベントとオンライン（特設サイト）によるハイブリット方式で開催しました。

開催日	会場	参加団体	参加者数	出展内容
① 3月8日	① 田園調布せせらぎ館	21団体	① 参加者数 861人	① おおたクールアクション推進連絡会賛同団体や環境活動に取り組む団体等によるワークショップを実施。 また、お笑い芸人のマシンガンズ滝沢秀一氏、環境教育インストラクターセージ先生による「環境学習講座」を開催。
② 2月1日～3月14日	② 特設WEBサイト		② 利用ユーザー数 560人 ページ表示回数 1,613回	② アニメで解説「3分で分かる「みんなの行動で持続可能な未来につなぐ！」～環境先進都市おおた～他14動画を配信。 加えて、「地球にやさしいまちづくりポスター」入選作品を掲載。

■ 環境月間パネル展

開催期間	内容
① 6月1日～30日	① 環境啓発コーナーでは週替わりで環境に関する動画を放映。
② 6月10日～14日	② 本庁舎1階展示コーナーにて環境保全に関する区の取組のパネル展示を実施。

■ その他イベント

- ・多摩川清掃工場環境フェア：令和6年10月20日 ごみ積込み体験、パネル展示
- ・OTAふれあいフェスタ：令和6年11月2日・3日 パネル展示及び環境クイズ

沿革

エコフェスタは平成13年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

目的
概要

小・中学生を対象に「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクールを開催します。
ごみ減量・リサイクル、自然環境、地球温暖化などをテーマにポスターを募集し、優秀作品を表彰します。
また、広く区民の環境意識の向上を図るため、優秀作品を区内各所で展示します。

実施内容

< 令和 6 年度 >

応募学校数	応募点数	表彰作品数
36校	312点	29点

最優秀賞受賞作品

小学校低学年の部



小学校高学年の部



中学校の部



展示場所	展示期間
地球にやさしいまちづくりポスター展 ・本庁舎 2 階環境啓発コーナー ・本庁舎 1 階展示コーナー	2 月 3 月
エコフェスタ (田園調布せせらぎ館・オンラインサイト)	2～3 月
東急蒲田駅構内 デジタルサイネージ	11～12 月
東急バス、京急バス車内掲出	12 月
グランデュオ蒲田 3 階東西連絡通路	1 月
大田清掃工場・多摩川清掃工場	3 月～（通年）

沿革

平成25年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

区民運動おおたクールアクションの推進

目的
概要

「区民運動おおたクールアクション」は、3つのスローガンを掲げ、区民一人ひとりが省エネ・3R・グリーン購入などの環境配慮行動を実践するとともに、本運動に賛同する事業者・団体・区が自らの取組を共有・発信することで区内全域に活動の輪を広げ、脱炭素社会の実現をめざす区民運動です。イベント等の実施を通じて、本運動の推進を図ります。

実施内容

- [3つのスローガン]
- 一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え、脱炭素ライフスタイルを実践しよう！
 - 区民・団体・事業者・区は、それぞれの責務を果たし、連携・協力を図りながら地球温暖化対策に取り組もう！
 - 地球温暖化対策の実践者の取組みを共有（見える化）することで、活動の輪を大田区全体に広げていこう！

【一人ひとりが実践しよう】

<令和6年度>

■ O T A ふれあいフェスタへの出展

11/2・3 メッセージツリーの設置等 参加者数：110人
※おおたクールアクション推進連絡会と区の共同出展

■ 地域連携プロジェクト

小・中学生を対象に、東京工業大学（現東京科学大学）真田研究室が開発した「食の環境性」について学べるボードゲームを活用したワークショップを実施しました。

■ 省エネ講習会の開催

区民一人ひとりに環境配慮行動の実践を促すことを目的に、自治会・町会等が主催する省エネ講習会に講師を派遣しました。

2団体：地域力推進羽田地区委員会、地域力推進矢口地区委員会 参加者数（延べ）計49人



沿革

- ・平成21年度から大田区地球温暖化対策地域協議会（現おおたクールアクション推進連絡会）と区共同でO T A ふれあいフェスタへ出展。
- ・平成29年度から自治会・町会と連携し開催していた省エネ講習会は、令和2年度から講師派遣制度に変更。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

大田区地球温暖化防止アンバサダー

目的
概要

「区民運動おおたクールアクション」の応援団として、地球温暖化の影響や気候変動による生活への影響に関する情報等を発信すると共に、“2050年脱炭素社会の実現”に向けてのアクション（行動）を先導します。

実施内容

<令和6年度>

大田区地球温暖化防止アンバサダー：依田 司 氏、NPO法人気象キャスターネットワーク
〔任命期間 令和6年6月1日から令和8年5月31日まで〕

■ 大田区地球温暖化防止アンバサダーとのトークセッション

「お天気キャスター依田さんと一緒に考える地球温暖化 ～2050年の未来に向けて、私たちにできること～」

令和6年6月22日 清水窪小学校

令和6年9月14日 大森第六中学校

■ 啓発用リーフレット等の作成・配布

- 啓発動画の配信 大田区公式チャンネル（YouTube）
 - ・ 5分でわかる！「区民運動おおたクールアクション」
依田司氏による普及啓発・応援メッセージ動画
 - ・ 5分で分かる地球温暖化シリーズ
アンバサダーによる家庭や学校での実践行動を紹介
- 啓発用リーフレット等の作成・配布
 - ・ おおたクールアクション実践ハンドブック
区施設等で配布
 - ・ はねびよんの地球にやさしい行動シール
全区立小学校5年生に配布



沿革

- ・ アンバサダー：令和2年度から実施。
- ・ 地球温暖化防止講演会：平成28年度から開催していたが、令和6年度からエコフェスタ内の環境学習講座に包含。
- ・ はねびよんの地球にやさしい行動シール：平成30年度から配布。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

こども環境教室

目的概要

次代を担う子どもたちの環境意識の向上を目的に、企業・団体等と連携して小中学校への出前授業や施設見学会を実施します。

実施内容

< 令和 6 年度 >

■ 企業と連携した普及啓発

企業のCSR（社会貢献）活動を活用した小中学校への出前授業等を実施しました。

事業名	実施校	参加者数	備考
環境学習出前授業 東京ガス(株)、パナソニック(株)、花王グループカスタマーマーケティング(株)、(一社)全国清涼飲料連合会との連携事業	小学校 5校 (6件実施)	443人	相生小、新宿小、馬込第二小、洗足池小、貝塚中



■ 区内企業と連携した施設見学会

開催日	事業名	対象	参加者数
7月26日 7月31日	(株)リーテム東京工場見学会（金属リサイクル工場）	小中学生	24人
12月26日	JAL工場見学とそらエコ教室（JALスカイミュージアム）	中高生	58人



沿革

小中学校への出前授業：平成27年度から実施。
施設見学会：平成29年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

オンライン講演会

目的概要

企業・団体等との連携により、様々な視点から環境問題について学ぶことで、若い世代の環境意識を向上させ、行動変容のきっかけとすることを目的として実施します。

実施内容

< 令和 6 年度 >

事業名	講師	開催日	参加人数
南極・北極から見た地球温暖化	公益財団法人日本極地研究振興会 国立極地研究所 藤井 良一	7 月 27 日	約 75 人

■ 講演内容

- ①南極と北極はどんなところ？
- ②南極と北極の自然
- ③南極・北極と地球環境

地球全体の環境を知るための最適な場所
過去から現在までの気候がわかる場所
地球温暖化が与える影響
地球温暖化から受ける影響

- ④SDGsについて



沿革

令和 5 年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

打ち水支援事業

目的概要

区民一人ひとりの地球温暖化対策への意識醸成とともに、手軽なヒートアイランド対策として体感温度を下げる効果が期待できる「打ち水」を普及促進するため支援事業を実施します。

実施内容

<令和6年度>

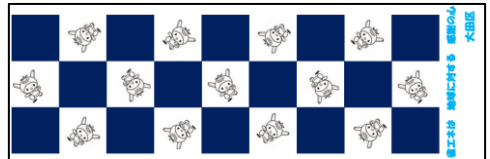
■打ち水用具の支給

区内自治会・町会及び障がい者福祉施設を対象に打ち水用具の給付を行いました。

・給付団体数：59件

・給付物品：バケツ、手ぬぐい、のぼり旗

	給付団体数
自治会・町会	58件
障がい者福祉施設	1件
合計	59件

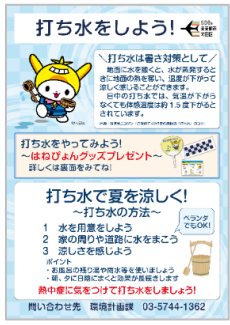


手ぬぐい

■打ち水啓発チラシの作成及びキャンペーン実施

区民を対象に、打ち水の実践を目的にした啓発チラシを作成し、あわせて、「打ち水チャレンジキャンペーン」を実施しました。

・キャンペーン参加者数：60名



打ち水啓発チラシ

沿革

平成21年度から実施。

取組

区民の行動変容の促進

事業名

Ｊークレジット創出プログラム（カーボンオフセット）

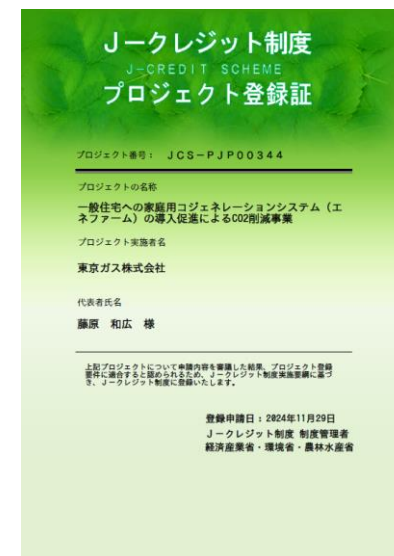
目的概要

区民が新たに家庭用燃料電池（エネファーム）を設置したことによって削減したCO₂排出量と設置前のCO₂排出量の差を算定し、国のＪークレジット制度を活用してクレジットとしての認証を受けます。
創出したクレジットは、地域のイベント・行事など区民の身近な暮らしの中で排出するCO₂排出量を実質ゼロとするカーボンオフセットに利用します。

実施内容

<令和6年度の取組>

- ・東京ガスとの「カーボンニュートラルの実現等に向けた包括連携協定」に基づき、東京ガスと共同でＪークレジット創出プログラムについて運営管理の枠組みを構築して、「首都圏エネファームＪークレジットハーベスティング事業」に参加申し込みを行いました。
- ・区のエネファーム助成事業申し込みを行った区民に対し、年1回エネファームの発電実績を報告する「家庭用燃料電池（エネファーム）によるCO₂削減事業」への参加募集を行いました。
- ・区民の日常活動（区のイベントや地域行事等）から排出されるCO₂に対し、Ｊークレジットを活用してカーボンオフセットを行うため、具体的な手続き及び実施体制を検討しました。
（カーボンオフセット事業は令和7年度から開始予定）



※エネファーム助成は「脱炭素まちづくりの推進（省エネ機器・設備の導入拡大）」に掲載

沿革

家庭用燃料電池（エネファーム）の設置助成は令和6年度から実施

取組

事業者の行動変容の促進

事業名

おおたクールアクション推進連絡会

目的
概要

「区民運動おおたクールアクション」への賛同を表明した事業者・団体によって立ち上げられた区民運動のプラットフォームとなる任意団体です。賛同団体による情報の共有と区内全域に向けた情報発信を目的とします。区は推進連絡会の事務局を担うとともに、活動に必要な支援を実施しています。

実施内容

○ 賛同団体 108団体（令和7年3月31日現在）

■ おおたクールアクション推進連絡会への支援

1 各種会議の開催

	開催日
幹事会	6月6日、10月1日、12月9日、3月28日
総会	10月24日

2 活動報告会等

開催日	テーマ	会場	参加人数
10月24日	・基調講演「中小企業版SBT取得から考える企業の脱炭素」 ・活動報告会 ・意見交換交流会	羽田イノベーションシティ PiO PARK	22団体 41人 (内オンライン8人)

基調講演



活動報告会



意見交換・交流会



■ 賛同事業者への支援

省エネ講習会への講師派遣 令和6年度 実施なし

■ 省エネ診断の受診促進

区内中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、「省エネ診断」の受診促進に取り組んでいます。 令和6年度 35件

沿革

大田区地球温暖化対策地域協議会（平成20年設立）の後継として、令和2年8月おおたクールアクション推進連絡会を立ち上げました。地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に定める地球温暖化対策地域協議会として位置づけられています。

取組

事業者の行動変容の促進

事業名

CO₂可視化システム導入事業

目的
概要

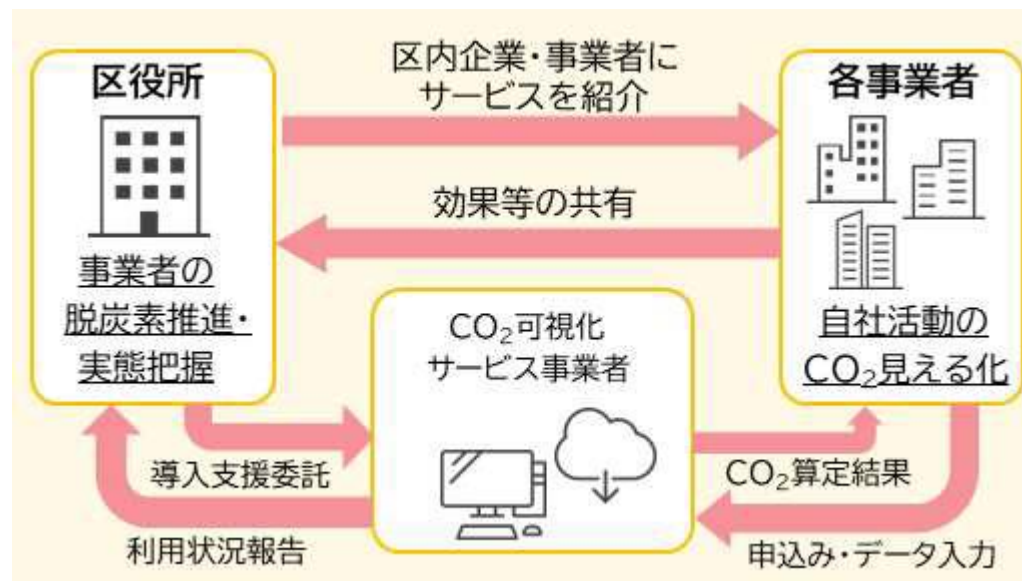
区内企業・事業者を対象に、CO₂排出量を簡易算定できるシステムの導入を支援し、自社のCO₂排出量を現状把握することによって、脱炭素への改善行動につなげます。区は、システムの月額利用料を半年間支援します。また、本事業を活用した区内企業・事業者のCO₂排出量などのデータを収集して、区内における事業者のCO₂排出状況などの実態を把握します。

実施内容

<令和6年度>

区内企業・事業者に対するCO₂可視化システム導入支援の実証を行いました。

利用件数：5社18拠点



沿革

令和6年度実証事業開始。

施策（取組の方向性）

脱炭素まちづくりの推進

住宅や事業所における再生可能エネルギー導入拡大や高効率な機器・設備の導入拡大、環境性能の高い施設の整備による脱炭素化に取り組み、区民・事業者の活動の土台となる脱炭素まちづくりを推進します。

また、区は区有施設において、率先して脱炭素化に取り組むことで情報を発信し、区民・事業者の取り組みを支援し脱炭素まちづくりの実現をめざします。

区民

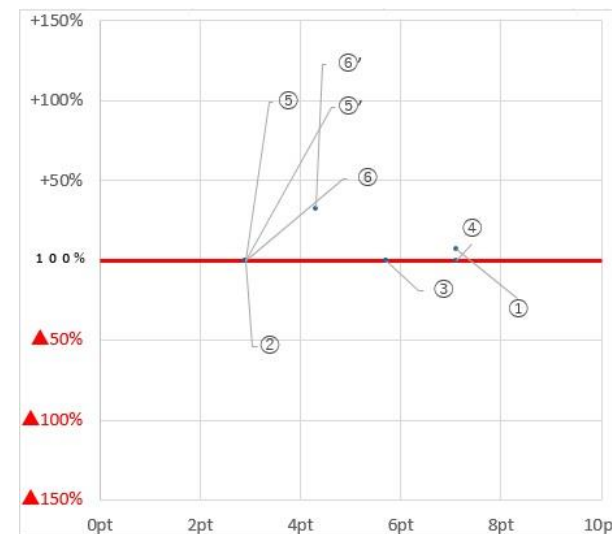
住まいやオフィスで再生可能エネルギーや高効率な機器・設備を利用し、脱炭素につながる暮らしや働き方を実現します。

事業者・区

取組

再生可能エネルギーの導入拡大

R6各事業の活動状況



事業	実績				R7目標値	事業設計 (各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)
	活動	R 4	R 5	R 6		
太陽光発電設備・蓄電池導入促進（住宅リフォーム助成）※	-	-	-	-	-	ニーズ/地域性/パートナーシップ

※他部局による事業

施策（取組の方向性）

脱炭素まちづくりの推進

取組

省エネ機器・設備の導入拡大

事業	実績				R7目標値	事業設計
	活動		R 4	R 5	R 6	
家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進	助成件数	①	-	-	161	150 ターゲット/地域性/効率性・生産性/パートナーシップ/先取性
企業立地・SDGs促進助成金※	認定件数	-	-	-	46件	- ターゲット/地域性/先取性
商店街のLED化 ※	商店街数	-	1件	2件	0件	- ターゲット/地域性
公衆浴場施設改善助成 ※ 東京都「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金」	助成浴場数	-	6件	5件	1件	- ターゲット/地域性

※他部局による事業

施策（取組の方向性）

脱炭素まちづくりの推進

取組 区による率先行動

事業	実績			R7目標値		事業設計
	活動		R 4	R 5	R 6	
電力の環境性向上 （再エネ電力の調達）	区の電力契約における 再エネ電力の割合	②	5.3%	5.3%	調査中	47.7% ターゲット/パートナーシップ
	区有施設の電力排出係 数	-	0.272	0.257	調査中	- ターゲット/パートナーシップ
先進的省エネ機器の導入	換気機能制御装置 （延べ施設数）	③	-	3	5	5 ターゲット/効率性・生産性/パ ートナーシップ/先取性/
	空調機能制御装置 （延べ施設数）		-	-	実証	- ターゲット/効率性・生産性/パ ートナーシップ/先取性
水素を活用した高効率燃料電池 の導入	高効率燃料電池の導入 台数（延べ施設数）	④	-	-	1	1 ターゲット/地域性/効率性・生産 性/パートナーシップ/先取性
庁有車（乗用車）の電動化	導入台数 （延べ台数）	⑤	21台	22台	25台	35台 ターゲット/先取性
	庁有車（乗用車）にお ける電動車の割合	⑤'	43.0%	45.0%	52.1%	72.9% ターゲット/先取性
区有施設の脱炭素化	再生可能エネルギー 設備の導入容量 （延べ容量）	⑥	417kW	417kW	437kW	438kW ターゲット/先取性
	ZEB認証取得件数 （延べ施設数）	⑥'	1	1	4	6 ターゲット/効率性・生産性/先取 性

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく		施策（取組の方向性）	脱炭素まちづくりの推進
取組	住宅の断熱等性能の向上・再生可能エネルギーの導入拡大		
事業名	住宅リフォーム助成事業（脱炭素社会への対応・太陽光発電システムの設置）		
目的概要	「住宅リフォーム助成事業」は、区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者にて区が認めたリフォーム工事を発注する際に工事費用の一部を助成します。第2次大田区環境基本計画における「脱炭素まちづくりの推進」に該当する工事メニューとしては、住宅の省エネルギー性能の向上と太陽光発電設備の導入につながる「脱炭素社会への対応工事」が該当します。		
実施内容	住宅リフォーム助成事業 <令和7年度の取組> 「住宅リフォーム助成事業」の「脱炭素社会への対応」に該当する工事が該当。 次の助成該当額のいずれか低い額の10%を助成することで、住宅の脱炭素化に貢献。 ・対象工事の標準工事費を合算した額 ・総工事費用（対象工事以外の工事費用も含めた工事に要する全ての費用（税抜）） 助成対象工事 〔省エネルギー関連工事〕 ・節水型トイレ、高断熱浴槽、環境にやさしい給湯器（エコジョーズ、エコキュート）の設置、断熱改修 〔再生可能エネルギー関連工事〕 ・太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置		
沿革	住宅リフォーム助成事業において、令和7年度より脱炭素社会への対応工事のカテゴリーを新設したとともに、新たに太陽光発電関係メニューを追加。		

取組

省エネ機器・設備の導入拡大

事業名

Ｊ－クレジットを活用した家庭用燃料電池（エネファーム）導入促進

目的
概要

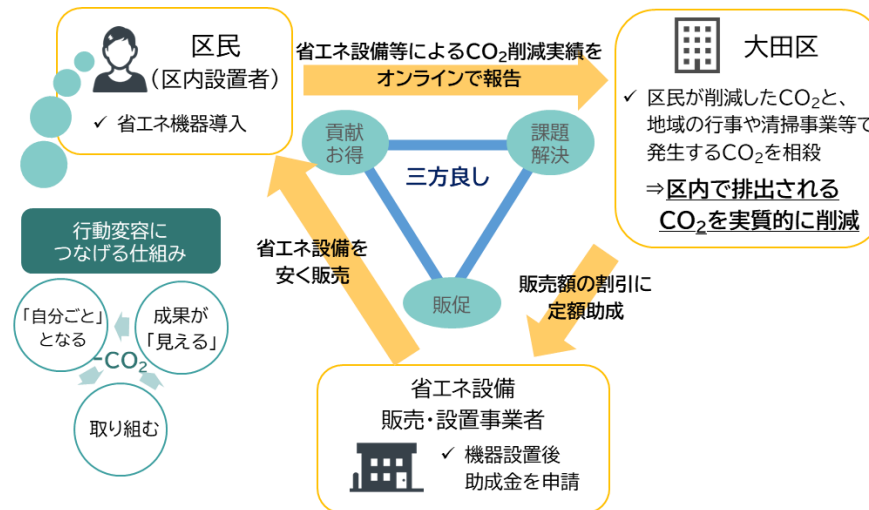
家庭から排出されるCO₂削減の取り組みを強化するため、家庭用燃料電池（エネファーム）の設置助成を実施します。
さらに、機器導入により削減したCO₂はＪ－クレジット制度を活用することで、CO₂排出量をオフセット（実質ゼロ）します。このオフセットの成果を「見える化」し共有することで、脱炭素ライフスタイルへの行動変容の輪をさらに広げていきます。

実施内容

<令和６年度の取組>

家庭用燃料電池（エネファーム）を設置する区民にLINEクーポンを配信します。区民は区に登録した取扱事業者からクーポンを提示するとともに、J-クレジット制度への参加登録を行うことによって、取扱事業者から機器購入費の割引を受けることができます。

【助成件数】161件 【割引額】新規設置：20万円 更新設置：10万円



沿革

令和６年度から事業開始。

くらす・はたらく		施策（取組の方向性）	脱炭素まちづくりの推進																					
くらす・はたらく	取組	省エネ機器・設備の導入拡大																						
	事業名	住宅リフォーム助成「環境への配慮」																						
	目的概要	住まいの質の向上など区が認めたリフォーム工事を区民が区内中小事業者を通して実施した際に、工事費用の一部を助成する「住宅リフォーム助成事業」において、“環境への配慮“工事として、省エネ対策に資する工事を促進します。 ※太陽光発電設備・蓄電池システムは取組「再生可能エネルギーの導入拡大」に掲載																						
	実施内容	「環境への配慮」工事 <table><thead><tr><th>工事内容</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>トイレ改修（節水型トイレ）</td><td>88件</td></tr><tr><td>浴室改修（高断熱浴槽）</td><td>136件</td></tr><tr><td>給湯器交換（エコジョーズ）</td><td>35件</td></tr><tr><td>窓の改修1.6㎡以上（断熱）</td><td>97件</td></tr><tr><td>窓の改修1.6㎡未満（断熱）</td><td>74件</td></tr><tr><td>床の改修（断熱）</td><td>5件</td></tr><tr><td>壁の改修（断熱）</td><td>0件</td></tr><tr><td>天井等改修（断熱）</td><td>0件</td></tr><tr><td>内壁塗装</td><td>1件</td></tr><tr><td>後付庇工事</td><td>1件</td></tr></tbody></table> ※「住宅リフォーム助成事業」総助成件数・助成額 815件 104,193,000円		工事内容	件数	トイレ改修（節水型トイレ）	88件	浴室改修（高断熱浴槽）	136件	給湯器交換（エコジョーズ）	35件	窓の改修1.6㎡以上（断熱）	97件	窓の改修1.6㎡未満（断熱）	74件	床の改修（断熱）	5件	壁の改修（断熱）	0件	天井等改修（断熱）	0件	内壁塗装	1件	後付庇工事
工事内容	件数																							
トイレ改修（節水型トイレ）	88件																							
浴室改修（高断熱浴槽）	136件																							
給湯器交換（エコジョーズ）	35件																							
窓の改修1.6㎡以上（断熱）	97件																							
窓の改修1.6㎡未満（断熱）	74件																							
床の改修（断熱）	5件																							
壁の改修（断熱）	0件																							
天井等改修（断熱）	0件																							
内壁塗装	1件																							
後付庇工事	1件																							
沿革																								

取組

省エネ機器・設備の導入拡大

事業名

企業立地・SDGs促進助成金

目的概要

本助成金は、区内で操業を希望する製造業を営む者又は研究開発企業等の操業拠点の新增設、移転、建物付帯設備の整備等を行う際に係る費用を助成することにより、産業集積の維持発展並びに脱炭素化及び生産性の向上による区内企業の持続可能な経営を促進することを目的とした助成金です。

実施内容

○認定事業者数 46件（令和7年3月31日）

■申請内容別平均値

1. 脱炭素化率 28%
2. 生産性向上率 122.5%

生産性向上



脱炭素化



活用事例



説明会様子

■周知方法

1. アパート等で説明会の実施
2. （公財）大田区産業振興協会相談員による企業訪問時に説明

沿革

区内立地の促進に加え、新たに脱炭素化・生産性向上に取り組む企業を支援し、大田区内のSDGsを力強く推進するため、令和6年度から「大田区ものづくり工場立地助成」と「大田区研究開発企業等拠点整備助成」を統合し、新たな助成制度を創設しました。

はこぶ		施策（取組の方向性）	脱炭素まちづくりの推進
取組 事業名 目的概要 実施内容	取組	省エネ機器・設備の導入拡大	
	事業名	商店街のLED化	
	目的概要	商店街が所有する装飾灯等の整備（LED化等）に要する経費を補助します。 省エネルギー対策への支援だけでなく、商店街の活性化を促し、地域の核としての商店街機能の充実を図ることを目的とします。	
	実施内容	■ 商店街装飾灯設置等補助 1 基あたりの装飾灯設置経費（限度額400,000 円）の1/2を補助。 ■ 東京都政策課題対応型商店街事業 ■ 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金（活性化） 装飾灯の新設・建替えに係る経費の2/3を補助 ※令和 6 年度、上記補助金を活用し、装飾灯等を新たにLED化する商店街はありませんでした。	
沿革			

はこぶ		施策（取組の方向性）	脱炭素まちづくりの推進																				
取組 事業名 目的概要 実施内容	取組	省エネ機器・設備の導入拡大																					
	事業名	公衆浴場施設改善助成（クリーンエネルギー化等推進事業）																					
	目的概要	本助成は、大田区内の公衆浴場に、施設及び設備の改善助成金を交付することにより、公衆浴場の転廃業を防止し、区民の健康維持向上を図ることを目的としています。クリーンエネルギー化等推進事業とは、区内公衆浴場が太陽光発電システム設置や既設ガス燃料等設備更新などの際に、助成対象経費から東京都が交付する「公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業補助金」を差し引いた残額の3分の2の額で200万円（LED照明器具設置については75万円）を限度として補助します。																					
	実施内容	■クリーンエネルギー化等推進事業補助内容																					
		<table><thead><tr><th></th><th>事項名</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>クリーンエネルギー化</td><td>公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプに転換</td></tr><tr><td>2</td><td>コージェネレーション設備設置</td><td>公衆浴場の用に供するコージェネレーション設備を設置又は更新</td></tr><tr><td>3</td><td>太陽光発電システム設置</td><td>公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置又は既設の太陽光発電システムの補修若しくは更新</td></tr><tr><td>4</td><td>L E D 照明器具設置</td><td>公衆浴場の照明器具をLED照明器具（管球のみの交換は不可）に交換又はL E D 照明器具の更新</td></tr><tr><td>5</td><td>既設ガス燃料等設備更新</td><td>燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う設備の更新</td></tr><tr><td>6</td><td>高効率空調機設置</td><td>公衆浴場の空調機を効率空調機に交換する高効率空調機費及び工事費</td></tr></tbody></table>			事項名	内容	1	クリーンエネルギー化	公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプに転換	2	コージェネレーション設備設置	公衆浴場の用に供するコージェネレーション設備を設置又は更新	3	太陽光発電システム設置	公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置又は既設の太陽光発電システムの補修若しくは更新	4	L E D 照明器具設置	公衆浴場の照明器具をLED照明器具（管球のみの交換は不可）に交換又はL E D 照明器具の更新	5	既設ガス燃料等設備更新	燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う設備の更新	6	高効率空調機設置
	事項名	内容																					
1	クリーンエネルギー化	公衆浴場の使用燃料を重油、廃油、雑燃及びこれらの併用から都市ガス又は太陽光発電若しくはヒートポンプに転換																					
2	コージェネレーション設備設置	公衆浴場の用に供するコージェネレーション設備を設置又は更新																					
3	太陽光発電システム設置	公衆浴場の業に供する太陽光発電システムを設置又は既設の太陽光発電システムの補修若しくは更新																					
4	L E D 照明器具設置	公衆浴場の照明器具をLED照明器具（管球のみの交換は不可）に交換又はL E D 照明器具の更新																					
5	既設ガス燃料等設備更新	燃料のクリーンエネルギー化を実施した浴場が行う設備の更新																					
6	高効率空調機設置	公衆浴場の空調機を効率空調機に交換する高効率空調機費及び工事費																					
	■令和6年度助成実績：1件																						
沿革	クリーンエネルギー化等推進事業は、平成21年度に開始されました。また、平成26年度には太陽光発電システム設置やL E D 照明器具設置など対象メニューを大幅に拡充しました。																						

取組

区による率先行動

事業名

電力の環境性向上

目的概要

区の業務から排出されるCO₂削減のため、区が調達する電力については再生可能エネルギー電力を導入するなど、環境性の向上に取り組みます。

実施内容

< 令和6年度 >

環境に配慮した電力導入施設	区分	施設数
	特別高圧施設	1 施設
	高圧施設	35施設
	低圧施設	1 施設

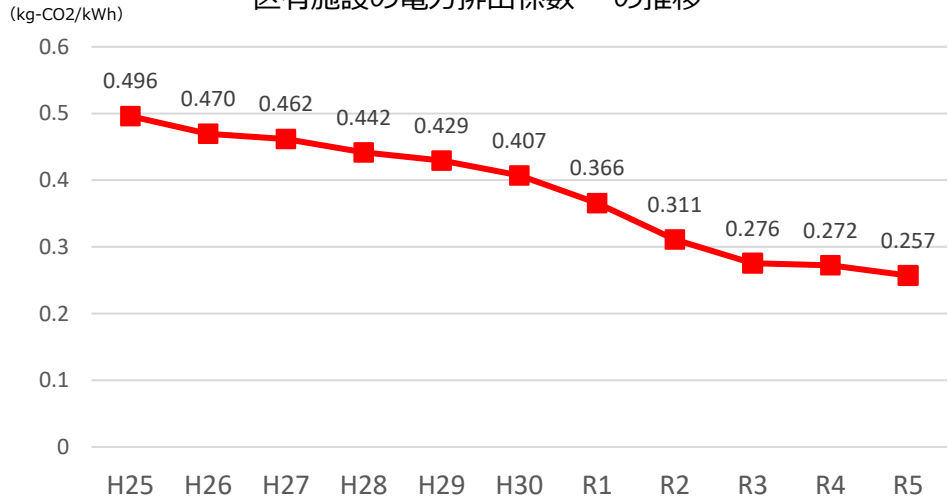
再エネ電力導入施設	施設数	2 施設※1
	電力割合	5.3%※1

※1 令和5年度実績

23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力導入施設	91施設
-----------------------------	------

太陽光発電設備の導入施設・発電出力	28施設 438.16kW
-------------------	------------------

区有施設の電力排出係数※1の推移



※1 区有施設で使用した電気1kWh当たりのCO2排出量。CO2排出量の少ない電力を選択するほど数値は小さくなる。

沿革

平成24年度：大田区電力の調達に係る環境配慮方針を策定 令和元年度：大田区電力調達方針を策定。
令和2年度：23区の清掃工場のごみ焼却熱を有効活用した電力を全区立小・中学校等に導入拡大。
区役所本庁舎と蒲田清掃事務所に再生可能エネルギー100%電力を導入。

取組

区による率先行動

事業名

先進的な省エネ機器の導入

目的
概要

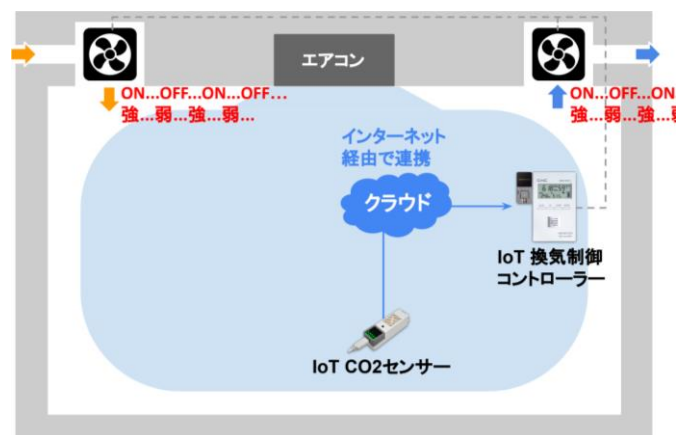
区の業務から排出されるCO₂削減のため、先進的な技術を用いた省エネ機器の公共施設における実証を進めていくとともに、それらの実証結果を踏まえた公共施設への導入拡大を進めていきます。

実施内容

< 令和6年度 >

■ 換気機能制御装置

- ・ 室内CO₂濃度をセンサーで計測し、連動して換気量を制御
- ・ 人口密度の実態に即して給気・排気の最適化



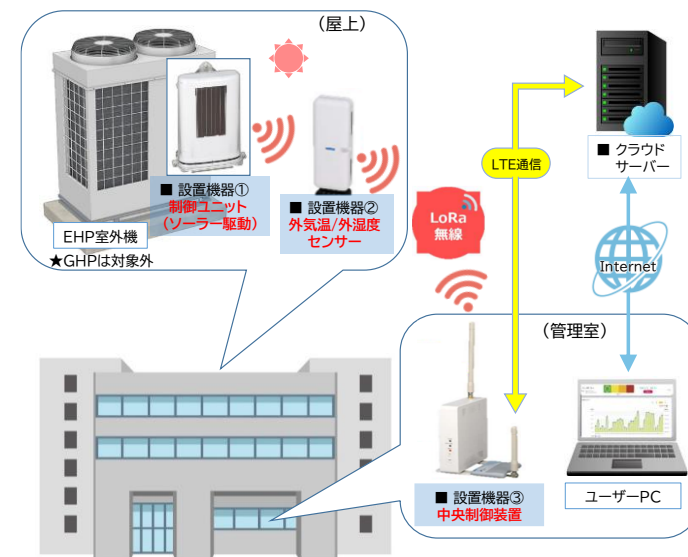
実証：2施設（大森スポーツセンター、大田区民プラザ）

令和5年度導入：3施設

（産業プラザPiO、カムカム新蒲田、羽田地域力推進センター）

■ 空調機能制御装置

- ・ 不快指数（外気温/外湿度）に連動して、過剰な冷暖房を自動抑制/最適化



実証：1施設（調布地域庁舎）

沿革

換気機能制御装置：令和5年度から実証実施
空調機能制御装置：令和6年度から実証実施

取組

区による率先行動

事業名

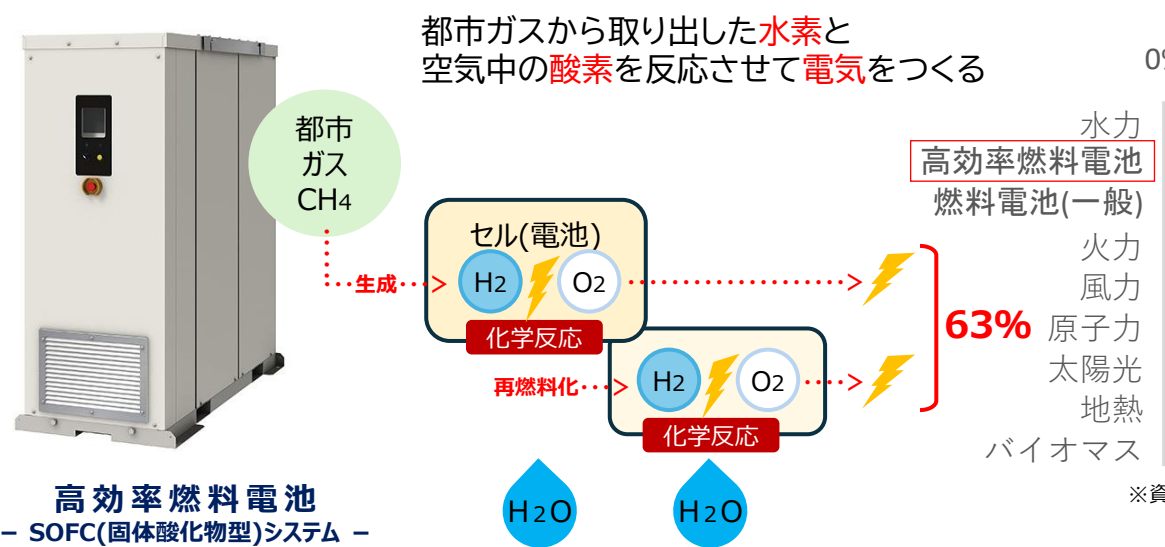
水素を活用した高効率燃料電池の導入

目的概要

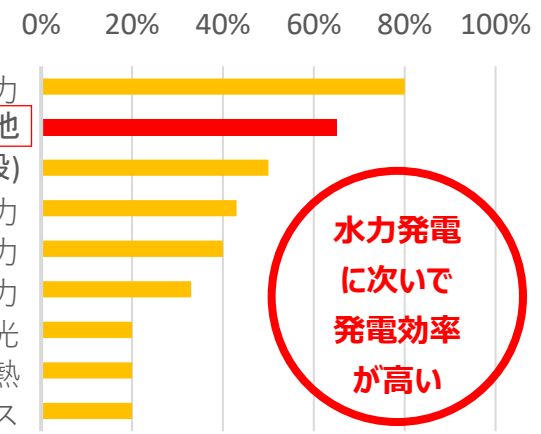
都市ガスから水素を取り出す定置型燃料電池の最新モデルを区施設に設置し、次世代エネルギーとして期待される水素の利活用の可能性を実証します。
高効率燃料電池は、太陽光パネルの設置に制約がかかりやすい都市部において、限られたスペースで優れた発電能力を発揮し、エネルギーの脱炭素化と同時に地域の災害対応能力を高めます。
実証結果を検証し、今後の導入拡大を検討していきます。

実施内容

<令和6年度実績>
ライフコミュニティ西馬込 2台（5.8kW×2）導入 ※運用開始は令和7年度から



<電源種別発電効率一覧>



※資源エネルギー庁の公開資料等を基に環境計画にて作成

沿革

令和6年度から実施
※自治体の施設への導入は全国初

くらす・はたらく		施策（取組の方向性）	脱炭素まちづくりの推進									
くらす・はたらく	取組	区による率先行動										
	事業名	庁有車（乗用車）の電動化										
	目的概要	庁有車の使用に伴う温室効果ガス排出の削減を目的に、「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」に基づき、乗用車は2030年度までに全て電動車に切り替えることを目指します。 ※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 ※乗用車以外は可能な限り電動車に切り替えます。										
	実施内容	乗用車保有台数内訳（令和 6 年度） <table><tr><td>電気自動車</td><td>2台</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>1台</td></tr><tr><td>プラグインハイブリッド自動車</td><td>1台</td></tr><tr><td>ハイブリッド 自動車</td><td>21台</td></tr><tr><td>ガソリン車</td><td>23台</td></tr></table>		電気自動車	2台	燃料電池自動車	1台	プラグインハイブリッド自動車	1台	ハイブリッド 自動車	21台	ガソリン車
電気自動車	2台											
燃料電池自動車	1台											
プラグインハイブリッド自動車	1台											
ハイブリッド 自動車	21台											
ガソリン車	23台											
沿革		令和 4 年 3 月：「庁有車等の調達に係る環境配慮方針」策定										

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく		施策（取組の方向性）	脱炭素まちづくりの推進									
取組	区による率先行動											
事業名	区有施設の脱炭素化											
目的概要	公共施設の整備にあたっては、再生可能エネルギー設備の導入を進めていくとともに、高効率設備の導入や高断熱化により、建築物の省エネルギー化を図ります。改築等の際は原則としてZEB基準のいずれかを満たす設計とすることで、区有施設の脱炭素化を推進します。											
実施内容	令和 6 年度実績 ■ 再生可能エネルギー設備の導入 <table><tr><td>田園調布せせらぎ公園体育施設</td><td>太陽光発電設備</td><td>30kW設置</td></tr><tr><td>スマイル大森（大森北四丁目複合施設）</td><td>太陽光発電設備</td><td>20.16kW設置</td></tr><tr><td colspan="3">累計438.16kW</td></tr></table> ■ ZEB認証取得 西蒲田七丁目複合施設 くすのき園及び南六郷福祉園 新井宿福祉園 □ その他 高効率設備の導入、高断熱化等の省エネルギー設計（参考） 基本設計：東調布中学校 実施設計：矢口西小学校 馬込第三小学校 入新井第二小学校 田園調布小学校			田園調布せせらぎ公園体育施設	太陽光発電設備	30kW設置	スマイル大森（大森北四丁目複合施設）	太陽光発電設備	20.16kW設置	累計438.16kW		
田園調布せせらぎ公園体育施設	太陽光発電設備	30kW設置										
スマイル大森（大森北四丁目複合施設）	太陽光発電設備	20.16kW設置										
累計438.16kW												
沿革	令和 6 年10月 1 日「脱炭素化に向けた大田区公共施設の整備に関する環境配慮方針」策定											

40

施策（取組の方向性）

健やかで快適な暮らしの実現

安全・安心で快適な生活環境を整えるために、騒音や振動の調査と改善、良好な大気・安全な水環境の保全、まちの景観の保護や地域が連携したまちの美化を進め、住み続けたいまちをめざします。

区民

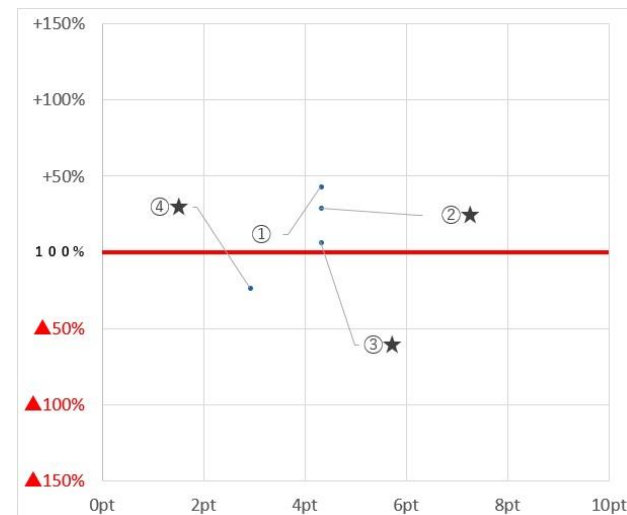
喫煙マナーを守り、地域の美化活動に協力します。
暮らしや事業活動から出る大気汚染や騒音の発生防止に努めます。
ごみを減らし、川や海をきれいに保ちます。

事業者・区

取組

屋外における喫煙対策の推進

R6各事業の活動状況



事業	活動	実績	R7目標値			事業設計
			R 4	R 5	R 6	
公衆喫煙所の整備及び運用	民設民営の公衆喫煙所整備助成件数 ①	1	0	1	3	ターゲット/ニーズ/パートナーシップ
喫煙マナー等啓発・指導	指導員対応件数 ②	82	79	88	★	ターゲット/ニーズ/パートナーシップ

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

施策（取組の方向性） 健やかで快適な暮らしの実現

取組 地域美化活動の推進

事業	実績			R7目標値	事業設計	
	活動		R 4	R 5	R 6	
地域美化活動の支援（支援用品の支給）	支援用品の支給町会数	③	139町会	144町会	151町会	★ターゲット/地域性/パートナーシップ
はねぴょんごみゼロウォーク	支援用品配布数（ごみ袋）	④	95袋	154袋	96袋	★地域性/パートナーシップ

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

取組 騒音・振動の実態把握

事業	実績					R7目標値	事業設計
	活動		R 4	R 5	R 6		
自動車騒音・振動調査	自動車騒音・振動調査	-	実施	実施	実施	-	地域性/パートナーシップ
航空機騒音調査	航空機騒音調査	-	実施	実施	実施	-	影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ

施策（取組の方向性） 健やかで快適な暮らしの実現

取組 大気環境の実態把握

事業	実績			R7目標値	事業設計		
	活動	R 4	R 5	R 6			
大気汚染常時監視	大気汚染常時監視	-	実施	実施	実施	-	地域性/地域性/パートナーシップ

取組 住まいと工場が共存するまちづくり

事業	実績			R7目標値	事業設計		
	活動	R 4	R 5			R 6	
工場公害対策等	工場等への指導	-	実施	実施	実施	-	ニーズ/パートナーシップ
化学物質の適正管理	化学物質の適正管理及び指導	-	実施	実施	実施	-	ニーズ/パートナーシップ
区民の快適な生活環境の保全	公害苦情及び相談対応	-	実施	実施	実施	-	ニーズ/パートナーシップ
アスベストの飛散防止対策	アスベスト飛散防止対策の監視指導	-	実施	実施	実施	-	ニーズ/パートナーシップ

施策（取組の方向性）

健やかで快適な暮らしの実現

取組

その他の取組

事業	実績			R7目標値	事業設計
	活動	R 4	R 5	R 6	
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組	-	-	実施	実施	実施
					-
					ターゲット/地域性

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・はたらく

はこぶ

ともにいきる

つくる・つかう・すてる

くらす・はたらく

くらす・

取組	屋外における喫煙対策の推進
事業名	喫煙マナー等啓発・指導
目的概要	喫煙する人としらない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として、喫煙マナーの周知徹底を図ります。 喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発を実施するとともに、区民、事業者等への啓発活動を行います。
実施内容	令和 6 年度 ■ 喫煙マナー向上のための周知・啓発 ・「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」の周知徹底を図るため、喫煙マナー条例の内容を区報及び区ホームページで周知、たばこ販売店へのチラシ配布を行いました。 ・たばこの吸い殻等の投棄が著しい地域の路上等に喫煙マナー啓発路面シートの貼付けを行い、歩きたばこ及びポイ捨てを抑制しました（年間59枚貼付）。 ・喫煙マナー啓発ステッカーの貼付及び配布を行いました。 ・喫煙マナー啓発ポスターの区設掲示板への掲出及び公園・ガードレール等への小型横断幕の掲出を行いました。 ■ 喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発業務 ・蒲田駅、大森駅、京急蒲田駅及び雑色駅周辺で 2 人 2 組の喫煙マナー啓発指導員を配置し、喫煙マナー向上の呼びかけによる巡回を実施しました（年間359日実施）。 ・公衆喫煙所及び苦情箇所周辺において、2 人 1 組の喫煙マナー啓発指導員を配置し、喫煙マナー向上の呼びかけによる巡回を実施しました（年間307日実施）。
沿革	令和 2 年 4 月 1 日喫煙する人としらない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的として「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」を施行。

取組

地域美化活動の推進

事業名

①地域美化活動の支援 ②はねぴょんごみゼロウォーク

目的
概要

区民・事業者の相互協力による、美化活動を支援し地域の美化を推進します。
①各特別出張所と連携して、自治会・町会が行う、地域の環境美化を目的とした清掃活動に支援用品を支給します。
②区から清掃用品の配布を行い、区民が自主的に区内の清掃を行う環境を整えます。

実施内容

■ 支援用品の支給実績

①地域美化活動の支援

令和 6 年度

町会	151町会
ごみ袋	17,230枚
軍手	10,475双
トング	502本

②はねぴょんごみゼロウォーク

令和 6 年度

ごみ袋	96袋
軍手	205双
トング	85本

沿革

①平成22年度から実施 ②令和 4 年度から実施

取組

騒音・振動の実態把握

事業名

自動車騒音・振動調査

目的
概要

移動発生源ごとに騒音や振動の調査を実施することで実態把握を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を行います。自動車については、騒音状況の常時監視調査及び騒音・振動の要請限度調査を実施します。

実施内容

■ 自動車騒音状況の常時監視調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、区内幹線道路沿道の自動車騒音（沿道から背後地50mまで）を毎年監視し、環境基準の達成状況を把握します。

■ 自動車騒音・振動の要請限度調査

主要幹線道路6路線のうち毎年2路線ずつ実施しており、令和6年度は環八通りおよび中原街道について調査を実施しました。調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるよう道路管理者に情報提供を行いました。

<自動車騒音・振動の要請限度等の達成状況>

<路線別の環境基準達成状況 達成率（％）>

路線名	昼間	夜間
産業道路	99.3	92.2
環七通り	99.9	82.5
環八通り	99.8	99.8
第二京浜	90.6	95.1
第一京浜	94.6	66.2
中原街道	81.2	69.3

路線	地点	騒音				振動	
		昼間		夜間		昼間	夜間
		環境基準	要請限度	環境基準	要請限度	要請限度	要請限度
環八通り	西嶺町13番	×	○	×	×	○	○
	羽田五丁目5番	○	○	×	○	○	○
中原街道	南千束二丁目32番	×	○	×	×	○	○
	田園調布本町45番	×	○	×	○	○	○

○：環境基準または要請限度以下 ×：環境基準または要請限度超過

※振動は環境基準の定めがない

沿革

昭和48年度から実施

取組

騒音・振動の実態把握

事業名

航空機騒音調査

目的概要

航空機騒音については、区内3局の固定局調査、航空機騒音調査（短期測定）、内陸飛行騒音調査を実施します。騒音調査で実態把握を行い、必要に応じて関係機関へ環境改善対策の要望を行います。

実施内容

■ 航空機騒音固定局調査（常時測定）

東京国際空港（羽田空港）に離着陸する航空機による騒音について、固定局（3地点）で常時測定を実施しています。地域類型Ⅰは専ら住居の用途に供される地域であり、ⅡはⅠ以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域です。

調査地点	所在地	地域類型	環境基準達成状況
大田市場	東海三丁目	Ⅱ	○
中富小学校	大森東五丁目	Ⅰ	○
新仲七町会会館	羽田五丁目	Ⅰ	○

○：環境基準達成 ×：環境基準超過

■ 内陸飛行騒音調査

羽田空港から離陸する航空機のうち、D滑走路供用開始後において大田区内陸部に進入する航空機の騒音影響等を把握する調査を実施しています。

調査地点	所在地	高度	環境基準達成状況
矢口小学校	多摩川一丁目	9,000ft以上	○※

○：環境基準達成 ×：環境基準超過

※矢口小学校（多摩川一丁目）は地域類型に該当しませんが、地域類型Ⅰを参考としています。

■ 航空機騒音調査（短期測定）

羽田空港の機能強化による騒音の実態を把握するため、固定局3地点に加えて新たに4地点で短期の調査を実施しています。

調査地点	所在地	地域類型	環境基準達成状況
大森第五小学校	大森本町一丁目	Ⅱ	○
大森南四丁目工場アパート	大森南四丁目	※	○
東糀谷防災公園	東糀谷四丁目	※	○
萩中公園水泳場（南風時）	萩中三丁目	Ⅰ	○
都南小学校（北風時）	本羽田三丁目	Ⅰ	○

○：環境基準達成 ×：環境基準超過

※ 東糀谷防災公園と大森南四丁目工場アパートは工業専用地域のため基準はありませんが、住宅のある周辺地域の基準を参考値としています。

沿革

航空機騒音固定局調査（常時測定）は昭和48年度から実施している。

くらす・はたらく			施策（取組の方向性）		健やかで快適な暮らしの実現																																													
くらす・はたらく	取組	騒音・振動の実態把握																																																
	事業名	鉄道騒音振動調査																																																
	目的概要	移動発生源ごとに騒音や振動の調査を実施することで実態把握を行い、関係機関へ環境改善対策の要望を行います。鉄道については、調査路線及び地点数を精査し騒音・振動レベルを測定します。調査を始めた昭和50年代と比べ区民からの問い合わせがとてま少なくっていること、東京都が同様の調査を行っており結果の利活用が図れることを踏まえて、令和6年度で調査を終了しました。																																																
	実施内容	令和6年度はJR横須賀線、京浜急行空港線及び東急電鉄多摩川線で、騒音及び振動調査を3地点で実施しました。調査結果をもとに、環境改善対策の参考となるよう東日本旅客鉄道株式会社、京浜急行電鉄株式会社及び東急電鉄株式会社に情報提供を行いました。 < 騒音・振動レベル測定結果 単位：dB > <table><tr><th rowspan="2">地点番号</th><th rowspan="2">路線名</th><th rowspan="2">所在地（軌道構造）</th><th colspan="2">等価騒音レベル</th><th colspan="2">最大騒音レベル</th><th colspan="2">最大振動レベル</th></tr><tr><th>12.5m地点</th><th>25m地点</th><th>12.5m地点</th><th>25m地点</th><th>12.5m地点</th><th>25m地点</th></tr><tr><td>1</td><td>JR 横須賀線</td><td>西嶺町1番地先（平坦）</td><td>73</td><td>66</td><td>89</td><td>82</td><td>57</td><td>50</td></tr><tr><td>2</td><td>京急 空港線</td><td>西糀谷四丁目1番地先（高架）</td><td>58</td><td>55</td><td>75</td><td>71</td><td>51</td><td>49</td></tr><tr><td>3</td><td>東急 多摩川線</td><td>矢口一丁目19番地先（平坦）</td><td>60</td><td>53</td><td>80</td><td>72</td><td>53</td><td>46</td></tr></table>								地点番号	路線名	所在地（軌道構造）	等価騒音レベル		最大騒音レベル		最大振動レベル		12.5m地点	25m地点	12.5m地点	25m地点	12.5m地点	25m地点	1	JR 横須賀線	西嶺町1番地先（平坦）	73	66	89	82	57	50	2	京急 空港線	西糀谷四丁目1番地先（高架）	58	55	75	71	51	49	3	東急 多摩川線	矢口一丁目19番地先（平坦）	60	53	80	72	53
地点番号	路線名	所在地（軌道構造）	等価騒音レベル		最大騒音レベル		最大振動レベル																																											
			12.5m地点	25m地点	12.5m地点	25m地点	12.5m地点	25m地点																																										
1	JR 横須賀線	西嶺町1番地先（平坦）	73	66	89	82	57	50																																										
2	京急 空港線	西糀谷四丁目1番地先（高架）	58	55	75	71	51	49																																										
3	東急 多摩川線	矢口一丁目19番地先（平坦）	60	53	80	72	53	46																																										
くらす・はたらく	沿革	昭和50年度から実施																																																

取組

大気汚染の実態把握

事業名

大気汚染常時監視

目的概要

区内の大気汚染の状況を把握するため、住宅地や主要な道路沿線に測定局を設置し常時測定を行います。
また、光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、東京都環境局の光化学スモッグ情報をもとに、防災行政無線等を活用し情報発信します。

実施内容

■環境基準達成状況（令和6年度）

測定局名		所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状物質	
						長期的評価	短期的評価
一般環境	① 中央	大森地域庁舎（大森西一丁目）	－	○	×	○	○
	② 雪谷	雪谷特別出張所（東雪谷三丁目）	－	○	×	○	○
	③ 矢口	こども発達センターわかばの家（千鳥三丁目）	－	○	×	○	○
	④ 六郷	東六郷小学校（東六郷二丁目）	－	○	×	○	○
	⑤ 京浜島	京浜島会館（京浜島二丁目）	○	○	×	○	○
道路沿道 自動車排出 ガス	⑥ 東六郷	東六郷一丁目12番6号	－	○	－	○	○
	⑦ 東矢口	矢口一丁目2番6号	－	○	－	○	○
	⑧ 羽田	羽田五丁目5番19号	－	○	－	○	○

○：環境基準達成 ×：環境基準超過 －：測定なし

■光化学スモッグ発令日数（令和6年度）

学校情報	18
注意報	6

※光化学スモッグ：

大気中の光化学オキシダント濃度が高く、気象条件から見てその状況が継続すると認められる状態のことです。濃度により注意喚起の種別が異なり、主に「注意報」にて区民に注意喚起します。

更に区内では、児童・生徒への被害防止を目的とした「学校情報」の基準を設けており、基準超過時は学校等に対して情報提供しています。

沿革

一般環境大気汚染調査は昭和40年代から実施。
自動車排出ガス大気汚染調査は平成10年度から固定測定局での測定を開始。

くらす・はたらく

施策（取組の方向性）

健やかで快適な暮らしの実現

取組

事業名

目的概要

実施内容

沿革

住まいと工場が共存するまちづくり

工場公害対策等

「住まいと工場が共存するまち」を実現するためには、事業者は法令を遵守して公害の発生防止に努める必要があります。区は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」「騒音規制法」「振動規制法」などの法令に基づいて、工場等に立入り監視・指導を行います。

<工場等の認可・届出等の件数（令和6年度）>

環境確保条例

工場	全件数		3,424
	認可	設置	30
		変更	15
指定作業場	全件数		1,509
	届出	設置	15
		変更	9
地下水揚水量の報告			39
適正管理化学物質		使用量の報告	261
		管理方法書提出	10
土壌汚染関係届出		調査報告	12
		計画書	5
		完了届	2
東京都公害防止管理者		選任届	12
		解任届	11

騒音規制法

特定施設	全件数		865
		設置届	16
		廃止届	21
		変更届	0
特定建設作業届			515

振動規制法

特定施設	全件数		671
		設置届	8
		廃止届	27
		変更届	4
特定建設作業届			386

■環境保全協定

昭和50年代からの工場の臨海部集団移転事業に伴い、臨海部の将来にわたる公害の防止及び環境保全を目指して、事業者と区の間で「環境保全等に関する協定」を結んでいます。

昭和44年(1969)、東京都は激化する公害に対処するため「東京都公害防止条例」を制定。
平成13年(2001)、東京都公害防止条例を全面的に改正した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が施行。

取組

住まいと工場が共存するまちづくり

事業名

化学物質の適正管理

目的
概要

化学物質の中には人や生物に対する有害性を持つものがあり、製造から使用、廃棄に至るまでの過程で環境中に排出されることによって、環境汚染や人体への影響が懸念されます。事業者には、化学物質の環境への排出量・移動量を自ら把握して、環境への負荷を低減させるよう取組む責任があります。区は、化学物質の自主管理体制の確立を促すために、事業所へ立入り、指導や助言を行います。

実施内容

■ 化学物質管理方法書の区への提出

環境確保条例に定める適正管理化学物質を取り扱う事業所のうち、従業員の数が21人以上で、かつ、年度内に使用した適正管理化学物質のいずれかが100キログラム以上の場合には「化学物質管理方法書」の作成と区への提出が義務付けられています。

また、未提出事業所には、作成について指導助言しています。

■ 化学物質管理方法書への水害等対策の追記指導

近年の風水害の発生を受けて、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止についての対策、防災行動計画等を講じて、災害発生時に事業者自らが応急措置を施して被害の拡大を最小限に抑える体制づくりを支援しています。

■ 有害ガスを取り扱う事業所

化学物質の取扱事業所に対し、有害ガスの採取分析を行い、規制基準を超過した場合には改善指導を行います。

< 実施事業所件数（令和6年度） >

対象事業所数	275
提出義務がある事業所数	94
提出済みの事業所数	89
未提出の事業所数	5
提出義務が無い事業所数	181
提出義務はないが提出している事業所数	120

< 化学物質管理方法書水害等対策追記及び再提出件数（令和6年度） >

対象事業所数	78
化学物質管理方法書再提出数（累積件数）	9（49）

< 有害ガス測定箇所数（令和6年度） >

測定箇所数	25
規制基準超過件数	0

沿革

平成12年の環境確保条例制定後提出指導開始。
令和3年に改正施行された「東京都化学物質適正管理指針」に基づき、再提出を指示。

取組

住まいと工場が共存するまちづくり

事業名

区民の快適な生活環境の保全

目的
概要

工場等の事業所の操業に伴う騒音、振動等の公害問題、及び日常生活における諸問題等についての問合せや相談を受付けています。
また、公害問題の解決、及び防止を目的として、区内事業者や区民が自ら騒音や振動を測定できるよう、環境測定機器の貸し出しを行います。

実施内容

< 苦情対応件数（令和 6 年度） >

発生源/種目	大気汚染 アスベスト	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	計
工場	2	1	0	14	0	0	6	3	26
指定作業場	3	0	0	5	0	0	1	0	9
建設作業	45	0	0	79	42	0	5	2	173
その他	7	0	0	86	0	0	24	43	160
計	57	1	0	184	42	0	36	48	368

※この他に苦情までには至らなかったが、公害関係相談として119件を受付けました。

< 騒音計・振動計貸し出し件数（令和 6 年度） >

騒音計	84
振動計	22

※貸し出し計器は、騒音計 5 台、振動計 2 台。
※貸し出し期間は、最長 8 日間。

沿革

苦情の処理は、昭和45年に制定された「公害紛争処理法」に基づいて実施。
環境測定機器の貸し出しは、昭和59年から区の要綱に基づき開始。

取組

住まいと工場が共存するまちづくり

事業名

アスベストの飛散防止対策

目的
概要

建築物等の解体・改造・補修作業を行うときには、アスベストを含有する建築材料が使用されているか否かの調査を行い（事前調査）、使用されている場合はアスベストの飛散防止対策（作業計画の作成と作業基準の遵守）が義務づけられています。さらに、吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材等の除去等の作業については、事前に区への届出が必要です。区では、区民の健康の保護と生活環境を保全するために、解体現場等に立入り、監視・指導を行います。

実施内容

■ 届出の審査等事務

法令に基づいて届出られた作業計画について、内容の審査及び養生施工時の立入検査を行います。作業終了後には完了報告を受領してアスベストの飛散防止対策の徹底について確認しています。
※届出対象外の工事に対して、令和6年度は704件の立入調査を実施し、事前調査の適正実施、特定建設材料の見落としの有無及び適切な処理方法の実施について確認しました。

< 届出件数（令和6年度） >

大気汚染防止法 （特定粉じん排出等作業実施届出）	37
環境確保条例 （石綿飛散防止方法等計画届）	36
大田区特定粉じん排出等作業事務取扱要領 （石綿飛散防止方法等計画報告書）	17

■ 大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成

大気汚染防止法の改正により、令和5年10月1日以降に着工する解体等の工事については「建築物石綿含有建材調査者」講習を修了した者等による事前調査が義務付けられました。
工事を行う区内事業者が事前調査を実施するための人材を確保する取り組みとして、雇用する従業員の受講費を事業者が負担した場合に、費用の一部を助成しています。

< 助成件数（令和6年度） >

申請	2件
助成	2件
助成総額	42,810円

沿革

令和4年度から実施していた大田区建築物石綿含有建材調査者資格取得助成事業は令和6年度にて終了。令和7年度からは資格要件を拡大して大田区建築物石綿含有建材調査者又は工作物石綿事前調査者資格取得助成事業を展開する。

取組

その他の取組

事業名

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物に関する取組

目的
概要

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む電気機器等が廃棄物となった場合は、その事業者が自らの責務において保管及び処理を行うこととなっています。また、PCBを含む電気機器等を使用している場合も、処分期間内に使用を中止し、処分することとされています。
区が所有する施設から排出されたPCB廃棄物は、特別管理産業廃棄物保管場所（京浜島中継所）で保管し、民間委託して処分しています。

実施内容

令和 6 年度処分実績（低濃度PCB廃棄物）

高圧トランス	6 台	高圧コンデンサ	2 台
遮断機	1 台	PCB汚染物(防護具)	36箱
PCB汚染物(塗膜)	72缶	PCB汚染物(その他)	1 缶

沿革

PCB廃棄物は法令により、その種類に応じて処分先及び処分期限が定められています。
PCB保管事業者は、法令により令和 9 年 3 月 31 日までにすべての低濃度 PCB 廃棄物を処理することとされています。

施策（取組の方向性）

環境にやさしい移動・輸送手段の充実

日常生活や事業活動の中で、公共交通機関、自転車の利用や徒歩を選択し、自動車を利用する場合は、環境にやさしい自動車を積極的に選択します。

区民

移動にはできるだけ公共交通機関やカーシェアリングなどシェアリング型の交通サービスを利用します。

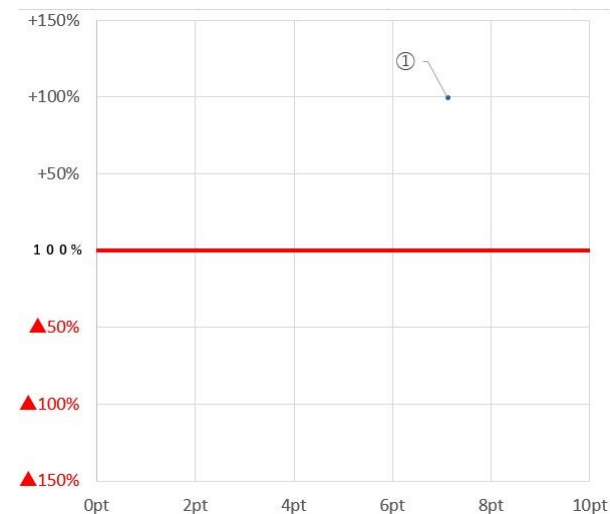
事業者・区

自動車は低燃費で低排出ガスの車両を利用し、エコドライブを心がけます。また、ZEVの利用を積極的に進めます。

取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

R6各事業の活動状況



事業	実績				R7目標値	事業設計 (各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)	
	活動		R 4	R 5			R 6
E Vカーシェアリング普及事業	稼働率（1日24hを稼働時間とした場合）	①	-	26%	26%	13%	ターゲット/地域性/効率性・生産性/パートナーシップ/先取性
大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」 ※	-	-	-	-	-	-	ターゲット/ニーズ/地域性/パートナーシップ/先取性
大田区コミュニティサイクル事業 ※	サイクルポート整備数	-	17ポート	13ポート	32ポート	-	ターゲット/影響度/ニーズ/効率性・生産性/パートナーシップ/先取性
自転車走行環境の利用啓発 ※	自転車走行環境整備距離	-	31km	13km	-	-	ターゲット/影響度/先取性

※他部局による事業

取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名

E Vカーシェアリング普及事業

目的概要

蒲田清掃事務所跡地の暫定活用として、令和5年8月から用地の一面においてE Vのカーシェアリングを開始しました。本事業は、移動手段の脱炭素化に向けた「自動車利用の最小化」、「Z E V（走行時C O₂等の排気ガスを排出しない車）の普及促進」2つの目的を同時に推進する実証事業とし実施します。実証期間は、今後蒲田駅東口周辺エリアのまちづくりの進捗により判断します。

実施内容

ステーション名 蒲田5-44（E V）

実施場所：蒲田5丁目44番

設置車両：E V 2台

実施事業者：タイムズモビリティ株式会社

事業形態：土地賃貸借契約により事業者が会員制カーシェアリングサービスを実施

<令和6年度実績>

- ・利用件数 令和6年4月～令和7年3月 798件
1台あたり月平均利用件数 33件
- ・稼働率（1日24hを稼働時間とした場合） 26%



沿革

令和5年8月からカーシェアリング開始。

取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名

大田区コミュニティバス「たまちゃんバス」

目的概要

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するため、自動車利用の抑制に向けて公共交通機関利用を促進します。

コミュニティバスは、区が事業主体、バス事業者（東急バス）が運行主体となり運行事業計画に基づき運行しています。区は、運行収支の欠損額について予算の範囲内で補助を行っています。

実施内容

■ コミュニティバスの利用促進

（令和6年度）

- 作業部会は3回開催し、今後の運行方針・啓発活動方針・デジタル回数券の導入などについて協議を行いました。
- サマーフェスタ、環境フェア、桜まつりを含む6つのイベントに参加し、啓発活動を行いました。
- 令和7年1月14日より、RYDEパスを利用した「デジタルたまちゃんバス専用回数券」の販売を開始しました。
- これと併せて回数券を購入するとお得な特典を受けられる「たまちゃんクーポン」のサービスを開始しました。

■ EVバスの導入

- 令和6年5月にEVバスの運行を開始しました。



デジタル回数券

沿革

平成21年10月から交通不便地域を解消するため、矢口地域において試行運行（約10年間）しました。本格運行移行条件を達成し、令和元年7月から本格運行に移行。令和6年5月EVバスでの運行を開始しました。

はこぶ

取組

事業名

目的概要

実施内容

沿革

施策（取組の方向性）

環境にやさしい移動・輸送手段の充実

移動手段の脱炭素化の普及・促進

大田区コミュニティサイクル事業

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するため、環境に優しい移動手段とシェアリングエコノミーの普及を促進します。

コミュニティサイクルは、一定の地域内に設置されたサイクルポート（駐輪場所）であれば、どこでも自転車を借りることができ、返却することができるシステムです。都市の新たな移動手段として、世界各国でも普及が進んでおり、国内でも多くの都市で導入が始まっています。

○ 実施体制

- ・実施主体 大田区
- ・運営主体 株式会社ドコモ・バイクシェア

○ 事業規模（令和6年度末時点）

下丸子多摩川公園など、計32か所にサイクルポートを設置しました。

サイクルポート （箇所）	自転車台数 （台）	累計登録者数
167	682	114,128

令和6年度末現在で、都内の16区への乗り入れが可能となっています。

○ コミュニティサイクルの認知度について（令和6年度調査時）

区民意識調査の設問	割合
コミュニティサイクルを知っている	36.4%



平成28年度から令和元年度（平成31年度）にかけて試行事業を実施。令和2年度から本格実施移行の可否を検討するため検証事業を実施。令和4年12月15日から本格事業に移行。平成30年度から広域相互利用実施。



取組

移動手段の脱炭素化の普及・促進

事業名

自転車走行環境の利用啓発

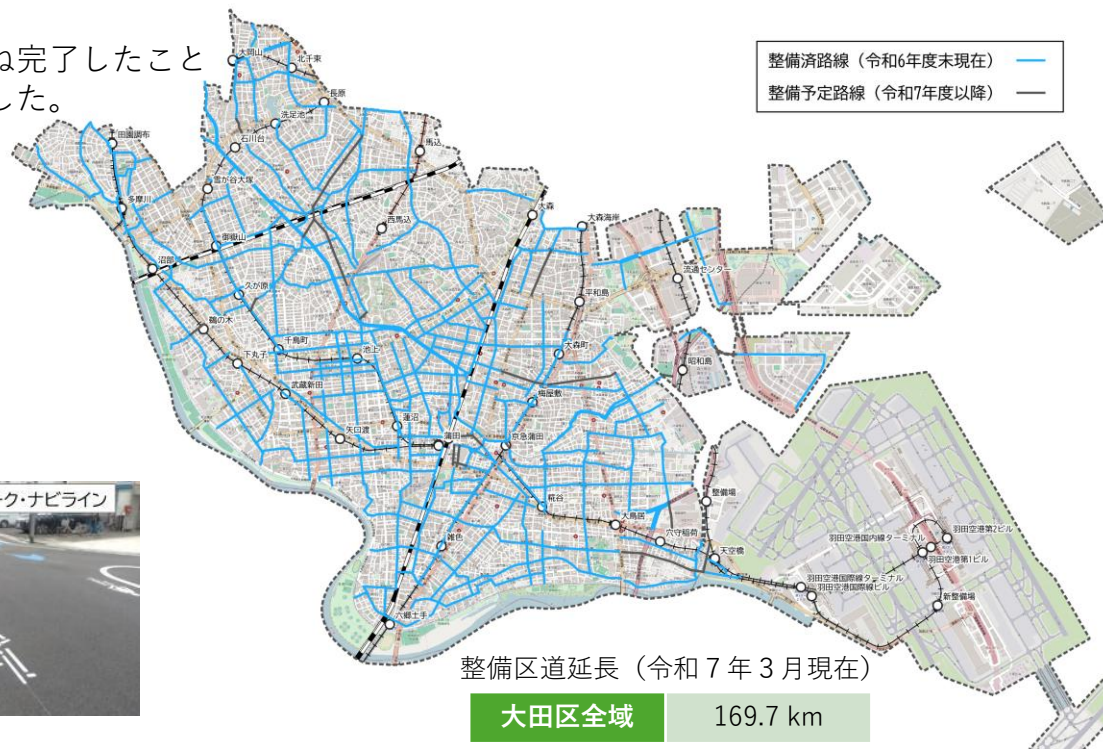
目的概要

日常生活の中で移動に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減するため、環境に優しい移動手段の普及を促進します。「大田区自転車ネットワーク整備実施計画（平成28年策定）」において、平成28年度から令和7年度までの10年間で区内の自転車走行環境のネットワーク化を図ることとしました。令和元年度に計画の見直しを行い、単年度の整備距離を延伸し計画期間を8年間に短縮した結果、予定していた区道約170kmの整備が令和5年度末までに概ね完了しました。

実施内容

令和6年度

- ・区道の自転車走行環境の整備が概ね完了したことに伴い、整備効果の検証を行いました。
- ・自転車走行環境の利用啓発を行いました。



沿革

区道の自転車走行環境の整備は概ね完成（令和5年度）

施策（取組の方向性）

みどりのまちの実現

大田区に残る豊かなみどりや水辺環境の保全に取り組むとともに、区民・事業者の主体的な新たなみどりの創出の機会を提供し、みどりづくりの支援を推進します。

区民

公園や河川等の水辺とみどりに親しみ自然に触れる機会を増やします。

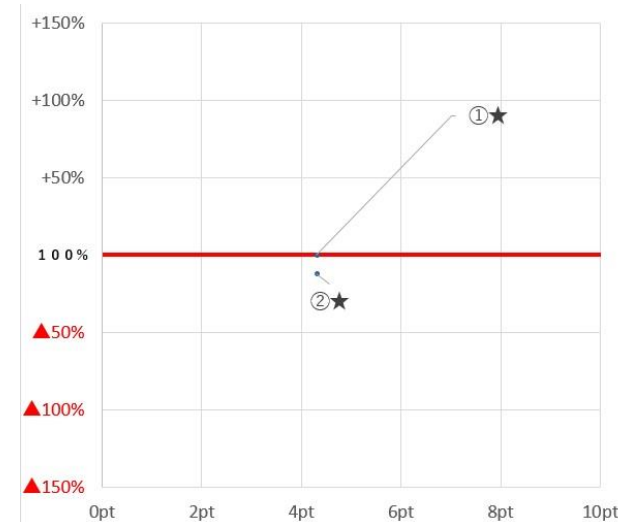
区民・事業者・区

身近なみどりを育み、まちを花とみどりで彩ります。

取組

緑化の推進

R6各事業の活動状況



事業	実績			R7目標値	事業設計 (各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)		
	活動	R 4	R 5	R 6			
緑の保護	保護樹木等	①	1,075本	1,068本	1,053本	★	ターゲット/影響度/地域性
緑の普及啓発	緑の普及講座等	②	190人	172人	138人	★	ターゲット/ニーズ/パートナーシップ
	おおたの名木選 周知	-	実施	実施	実施	-	ニーズ/地域性

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

施策（取組の方向性）

みどりのまちの実現

取組

グリーンプランとの連携

事業	実績				R7目標値	事業設計
	活動	R 4	R 5	R 6		
環境保全、地域振興に資する みどり空間の整備	みどり空間の整備	-	-	-	2 か所	ニーズ/地域性/パートナーシップ
防災・減災に資する雨水浸透・ 貯留設備の設置	雨水浸透・ 貯留設備の設置	-	-	-	★	ニーズ/地域性/パートナーシップ
みどり基金の利活用	基金の周知・運用	-	-	-	★	ニーズ/地域性/パートナーシップ

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

取組

緑化の推進

事業名

緑の育成

目的
概要

安全で緑豊かな生活環境をつくるため、接道部又は隣地境界の生垣づくり及び接道部の植栽帯づくりに助成を行います。
また、地球温暖化防止、都市の温熱環境の改善、雨水流出の制御及び自然環境の創出を図ることを目的として、住居もしくは住居併用として使用されている建築物の屋上部分及び外壁面に、樹木等を継続的に栽培し、緑化整備しようとする建築物の所有者又は権限を有する個人に対して、その費用の一部を助成します。

実施内容

■ 生垣造成の助成

（令和6年度）

<補助の内容>

- ・既存の塀を取り壊して生垣を造成する場合：16,000円／m
 - ・新たに生垣を造成する場合：10,000円／m
- ただし、助成金の対象となる生垣の長さは2 m以上で、50 m分までを上限とします。

生垣造成		うち、ブロック塀等の生垣化	
件数	生垣延長(m)	件数	生垣延長(m)
2	30	1	28

■ 植栽帯造成の助成

（令和6年度）

<補助の内容>

- ・植栽帯の造成費用：6,000円／㎡ 上限50㎡（30万円まで）
 - ・ブロック塀等の撤去費：6,000円／m 上限50m（30万円まで） 合計60万円まで
- ただし、助成金の対象となる植栽帯は、接道部に長さが2 m以上接しており、接道部から奥行き5 m以内に1 ㎡以上の面積があることが必要です。

植栽帯造成	
件数	面積(㎡)
1	6

■ 屋上緑化・壁面緑化の助成

（令和6年度）

<補助の内容>

- ・助成対象経費の2分の1とする。
- ただし、緑化される植栽基盤等の面積1 ㎡当たり2万円、助成金の総額50万円を上限とします。

屋上緑化・壁面緑化	
件数	面積(㎡)
1	27

沿革

生垣造成の助成及び植栽帯造成の助成は令和元年度から実施
屋上緑化・壁面緑化の助成は平成21年度から実施

ともにいきる		施策（取組の方向性）		みどりのまちの実現																																													
取組 事業名 目的概要 実施内容	取組	緑化の推進																																															
	事業名	緑の保護																																															
	目的概要	地域に残された緑は長年区民が親しんできた貴重な財産です。神社や寺院、個人の庭などの樹木・樹林は周辺の雰囲気や和ませるばかりでなく、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止にも寄与しています。私たちの生命を支える貴重な緑を保全するため、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付します。																																															
	実施内容	■ 樹木の保護 ＜指定基準＞ 特に保護し、育成すべき樹木及び緑地で健全で適切な維持管理が行われており、倒木等で周囲に著しい損害が及ぶおそれがない樹木及び緑地（植栽によるものは、当該植栽からおおむね5年以上経過しているものに限ります）。 (令和7年3月31日現在) <table><tr><th>保護樹</th><th>保護樹林</th><th>保護する性樹木</th><th>保護生垣</th></tr><tr><td>1,053本</td><td>88か所</td><td>4か所</td><td>8か所</td></tr></table> <table><tr><th rowspan="2">指定・解除状況</th><th colspan="2">保護樹</th><th colspan="2">保護樹林</th><th colspan="2">保護する性樹木</th><th colspan="2">保護生垣</th></tr><tr><th>指定</th><th>解除</th><th>指定</th><th>解除</th><th>指定</th><th>解除</th><th>指定</th><th>解除</th></tr><tr><td>令和6年度</td><td>6本</td><td>21本</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td></tr><tr><td>累計（S50～R6）</td><td>1,767本</td><td>714本</td><td>134件</td><td>46件</td><td>4件</td><td>0件</td><td>9件</td><td>1件</td></tr></table> ■ 特別緑地保全地区維持管理助成 特別緑地保全地区の指定を受けた緑地の所有者等に対して、樹木の維持管理費用を助成します。 令和6年度実績 補助件数：2件						保護樹	保護樹林	保護する性樹木	保護生垣	1,053本	88か所	4か所	8か所	指定・解除状況	保護樹		保護樹林		保護する性樹木		保護生垣		指定	解除	指定	解除	指定	解除	指定	解除	令和6年度	6本	21本	0件	0件	1件	0件	0件	0件	累計（S50～R6）	1,767本	714本	134件	46件	4件	0件	9件
保護樹	保護樹林	保護する性樹木	保護生垣																																														
1,053本	88か所	4か所	8か所																																														
指定・解除状況	保護樹		保護樹林		保護する性樹木		保護生垣																																										
	指定	解除	指定	解除	指定	解除	指定	解除																																									
令和6年度	6本	21本	0件	0件	1件	0件	0件	0件																																									
累計（S50～R6）	1,767本	714本	134件	46件	4件	0件	9件	1件																																									
沿革	昭和50年「大田区みどりの保護と育成に関する条例」制定。条例に基づき、一定の基準を超える樹木・樹林を保護樹木・保護樹林として指定し、その所有者等に補助金を交付。特別緑地保全地区維持管理助成は令和2年度から実施。																																																

取組

緑化の推進

事業名

緑の普及啓発

目的
概要

地域住民と連携して「まちの緑」で、まちの個性を表現するとともに、実践的な緑化の方法を学ぶ機会を提供することで、大田区の緑化に対する区民意識の向上へと繋がります。また、幅広い世代を対象として、パネル展示やイベント等を行うことで、環境保全への意識啓発に取り組めます。

実施内容

■ 緑の講演会

緑の効用と、草木の育成・栽培方法などを学ぶ機会を提供するため、大田区緑化推進協議会と共催で講演会を開催

開催回数	会場	参加者数
1回	区民ホールアブリコ	200人

■ 緑の普及講座

○緑のカーテン講習会等

地球温暖化対策とともに省エネルギー効果が期待でき、楽しみながら継続的に取り組める「緑のカーテン」の栽培方法などを習得する講習会を開催。

開催回数	会場	参加者数
2回	大田文化の森 等	計81人

○緑の育成講座

緑のまちづくりを目指し、野菜などを実際に栽培する講座を開催

開催回数	会場	参加者数
3回	田園調布せせらぎ館	計57人

■ 18色の緑づくり支援

18特別出張所管内の地区を「まちの緑」として表現し、「18色の緑のまちづくり」への取組みを支援。希望する地区（特別出張所単位）が選んだ花の種等の提供、育成講習会、出張指導の開催支援など、地域主体による緑づくりの支援を実施します。

■ おおたの名木選

まちなかに残された貴重な緑であり、CO2の吸収源としても効果の高い大木等を引き続き守り育てていくため、地域の景観的なシンボルとなっている樹木を「名木選」として指定しています。

沿革

緑の普及講座は平成20年度から開催。 18色の緑づくり支援は平成25年から実施。
おおたの名木選は平成27年度から実施。

施策（取組の方向性）

生物多様性の保全・再生

水とみどりのネットワークを構築することで、多くの生き物の生息空間を確保し、将来に向けた生態系の維持に貢献します。多様な生き物が生きることのできる環境づくりの一層の推進と、身近な存在としてその大切さの理解促進を図ります。

区民・事業者・区

生物多様性の現状を学び、知ること、生き物を守り育てます。

区民・事業者

生物多様性の保全に配慮した製品や食品を選びます。

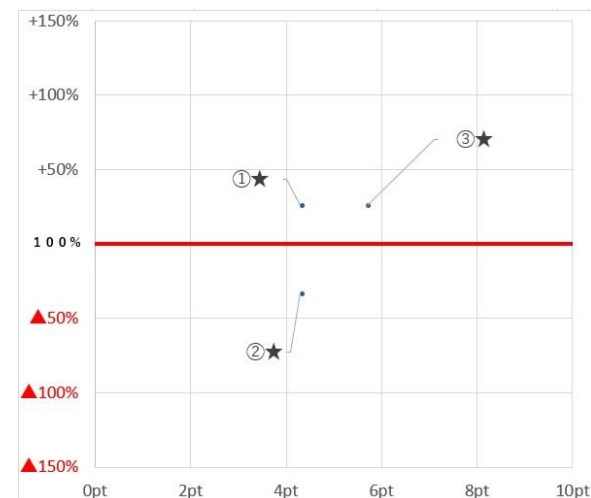
事業者・区

生物多様性の保全に配慮した原材料調達や製造工程で製品作りを実践します。

取組

自然環境の保護

R6各事業の活動状況



事業

実績

R7目標値

事業設計

(各2点×7項目＝14点満点
→10点満点に換算)

事業	活動			実績			R7目標値	事業設計
	活動			R 4	R 5	R 6		
自然観察会・体験会	自然観察会参加者数	①		105人	143人	111人	★	ターゲット/ニーズ/地域性
特定外来生物の防除	ハクビシン等被害対策わな設置件数	②		144件	206件	116件	★	ターゲット/ニーズ/地域性
野生鳥獣対策	カラス被害対策対応件数	③		40件	43件	52件	★	影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ
自然観察路	周知			実施	実施	実施	-	地域性

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

施策（取組の方向性）

生物多様性の保全・再生

取組

自然環境の保護

事業	実績				R7目標値	事業設計
	活動	R 4	R 5	R 6		
（仮称）生物多様性マップ	-	-	-	-	-	ターゲット/地域性

取組

水環境の実態把握

事業		実績			R7目標値	事業設計
		活動	R 4	R 5	R 6	
河川・海域調査	河川・海域調査	実施	実施	実施	-	ニーズ/地域性/パートナーシップ
水辺環境改善対策等	呑川の水環境実態調査 監視日数	実施	実施	実施	-	ニーズ/地域性/パートナーシップ
	水質関係異常事故	実施	実施	実施	-	ニーズ/地域性/パートナーシップ
水生生物・鳥類調査	水生生物・鳥類調査	-	実施	-	-	ニーズ/地域性/パートナーシップ

取組

自然環境の保護

事業名

自然観察会・体験会

目的
概要

環境マインドを持つ人材の育成や生物多様性の社会への浸透を目的とし、大田区内5箇所を設置している自然観察路を中心に、区内NPO等と自然観察会等を行います。また区内NPO等と共催し、自然をテーマとした各種体験会を行います。

実施内容

■ 自然観察会（大田区主催）

	開催回数	参加者数
観察会	1回	57人
自然観察路（調査）	2回	
サマースクール	2回	延べ40人

■ コアジサシ保護活動

（主催：NPO法人リトルターン・プロジェクト、区共催）
絶滅のおそれのある渡り鳥「コアジサシ」の保護活動

	開催回数	参加者数
観察会	2回	80人
講演会	1回	139人
営巣地整備	2回	63人

■ みんなの田んぼ

（主催：おおたく環境探検隊、区共催）

会場	開催回数	参加者数
田園調布せせらぎ公園	全5回	延べ214人

■ 定例干潟の観察会他

（共催：多摩川とびはぜ倶楽部、区共催）
多摩川河口の大師橋干潟でカニや貝などの生態観察

	開催回数	参加者数
観察会等	9回	275人

沿革

自然観察会は平成21年度から実施

ともにいきる		施策（取組の方向性）	生物多様性の保全・再生
取組	自然環境の保護		
事業名	自然観察路		
目的概要	区内の代表的な自然環境を観察するのに適したモデルルートを設定しました。多くの区民が利用しやすいように、現地に案内板や解説板を設置しています。		
実施内容	5つの自然観察路のパンフレット等を活用し、周知・広報を行っています。 【縄文のみち】本門寺公園 → 本門寺林 → 池上梅園（平成28年度更新） 【雑木林のみち】六郷用水（一部） → 田園調布せせらぎ公園 → 多摩川台公園 → 宝来公園（平成29年度更新） 【池のみち】洗足池公園・小池公園（平成30年度更新） 【川と干潟のみち】六郷橋 → 大師橋（平成27年度更新） 【海と埋立地のみち】東京港野鳥公園 → 京浜島（平成2年度設置）		
沿革	生物・植物調査を実施しパンフレットを作成：平成26年度から順次開始		

ともにいきる		施策（取組の方向性）	生物多様性の保全・再生											
取組	自然環境の保護													
事業名	特定外来生物の防除													
目的概要	国や東京都との連携により特定外来生物の防除・駆除を進め、生態系への被害防止に努めます。													
実施内容	■ ハクビシン等被害対策 生態系及び生活環境への被害の軽減と拡大の防止を目的に、ハクビシン・アライグマ等外来種の捕獲事業を実施します。 ＜外来種わな設置・捕獲実績 令和6年度＞ <table><tr><th rowspan="2">わな設置件数</th><th colspan="3">捕獲数</th></tr><tr><th>計</th><th>ハクビシン</th><th>アライグマ</th></tr><tr><td>116件</td><td>27件</td><td>13件</td><td>14件</td></tr></table> 捕獲数は警察等からの回収を含む ■ 注意喚起ポスター等の掲出 自然観察路調査等を基に外来生物を捨てたり逃がしたりしないように注意喚起の啓発用ポスター、看板等を作成し、公園内等に掲出しました。 ＜ポスター等設置場所＞ 田園調布せせらぎ公園、洗足池公園、小池公園、多摩川台公園、宝来公園、丸子川六郷用水			わな設置件数	捕獲数			計	ハクビシン	アライグマ	116件	27件	13件	14件
わな設置件数	捕獲数													
	計	ハクビシン	アライグマ											
116件	27件	13件	14件											
沿革	ハクビシン等被害対策は平成26年8月から実施													

取組

自然環境の保護

事業名

野生鳥獣対策

目的概要

カラス被害対策事業の実施、野生のハト・カラスへの給餌行為の規制によって、区民の生活環境向上や人と野生鳥獣との共存を目指します。

実施内容

■ カラス被害対策

民有地におけるカラス被害対策事業を実施し、繁殖期のカラスによる威嚇・攻撃等の被害を抑制します。
（公有地の巣の撤去等については各施設管理者にて対応）

＜カラス被害対策実績 令和6年度＞

巣の撤去	落下ヒナ回収	訪問調査
37件	6羽	9件

■ 大田区ハト・カラスへの給餌による被害防止条例〔令和4年4月1日施行〕

野生のハト・カラスへの給餌（えさやり）は生態系や、フンや羽毛等による生活環境への影響を及ぼすおそれがあることから、条例によって野生のハト・カラスへの給餌行為を規制します。

対象の動物：野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス

＜条例の主な内容＞

ア 公共の場所※でハト・カラスへの給餌をすることを禁止する。

イ ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止する。 |

ウ 区内全域において、ハト・カラスへの給餌による被害を生じさせることがないように努める。

※ 道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいい、民有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用できる敷地を含む。



沿革

カラス被害対策は平成9年度から実施。

平成9年度から落下ヒナの捕獲事業開始。平成18年度から都のカラス対策事業引継ぎ（民有地の巣の撤去費用に半額補助（上限額1万円））。

平成21年度から民有地の巣の撤去・落下ヒナ捕獲等の業務委託開始。

ともにいきる		施策（取組の方向性）	生物多様性の保全・再生
取組	自然環境の保護		
事業名	（仮称）生物多様性マップ		
目的概要	これまで実施してきた水生生物・鳥類調査や区民協働調査の成果を総括するとともに、その他必要な調査を実施します。この基礎調査を基に区内全域の生物多様性の現状を「見える化」した生物多様性マップを作成し、子どもを中心に幅広い世代が身近な生き物を知ることによって、生物多様性への関心度を高めることを目指します。		
実施内容	■基礎調査 基礎調査：区保有の各種資料のまとめ作業を含む資料調査、現地調査（調査地点は数か所を特定）を行い、環境学習や開発時の環境保全対策を講ずるための基礎資料とします。 ■マップ作成 基礎データを基に「（仮）生物多様性マップ」を作成します。		
沿革	水環境の実態把握 水生生物・鳥類調査（86頁）は昭和60年代から実施		

取組

水環境の実態把握

事業名

河川・海域調査

目的概要

河川と沿岸海域での水質汚濁状況と、底質汚染状況を定期的に調査・監視し、今後の浄化対策の基礎資料として活用します。

【河川】水質：12地点 年4回 底質：7地点 年1回

【海域】水質：7地点 年4回 底質：3地点 年1回

実施内容

<河川水質環境基準達成状況 令和6年度>

項目	BOD（生物化学的酸素要求量）			DO（溶存酸素量）		
地点	多摩川	呑川	内川	多摩川	呑川	内川
環境基準	3mg/L以下	8mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以上	2mg/L以上	5mg/L以上
達成件数 (調査回数)	3 (4)	44 (44)	2 (4)	3 (4)	29 (44)	3 (4)

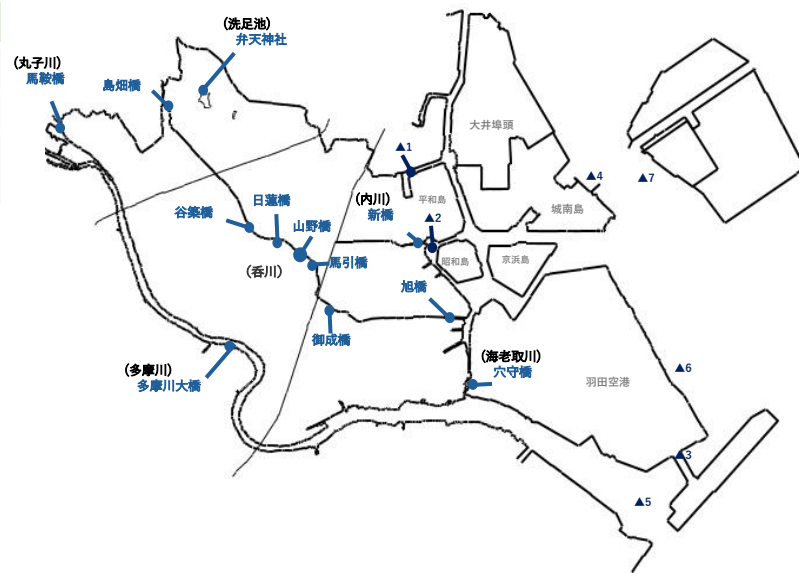
達成件数…各水域延べ調査回数（表層＋底層）

<海域水質環境基準達成状況 令和6年度>

項目	COD（化学的酸素要求量）						
地点	1	2	3	4	5	6	7
環境基準	8mg/L以下					3mg/L以下	
達成件数 (調査回数)	6 (8)	6 (8)	6 (8)	8 (8)	7 (8)	2 (8)	5 (8)

項目	DO（溶存酸素量）						
地点	1	2	3	4	5	6	7
環境基準	2mg/L以上					表層5mg/L以上 底層2mg/L以上	
達成件数 (調査回数)	4 (8)	6 (8)	4 (8)	7 (8)	7 (8)	5 (8)	4 (8)

達成件数…各水域延べ調査回数（表層＋底層）



【海域調査地点】

- ▲1 運河域 勝平橋西側
- ▲2 運河域 内川河口
- ▲3 運河域 森ヶ崎の鼻北東側
- ▲4 内湾域 城南島西防波堤内側
- ▲5 内湾域 多摩川河口
- ▲6 内湾域 羽田空港沖
- ▲7 内湾域 令和島西側

沿革

河川・海域調査は昭和48年度から実施

ともにいきる			施策（取組の方向性）				生物多様性の保全・再生																																			
取組 事業名 目的概要 実施内容	水環境の実態把握																																									
	水辺環境改善対策等																																									
	呑川の水環境実態調査を行い、今後の水質浄化対策の検討資料とします。 また、川や海で魚が浮上したり、油が流出するなど事態が発生した場合には、関係機関と連携をとりながら、その原因の究明調査等を実施し、迅速な被害拡大防止に努めます。 さらに、東京湾や多摩川水系の環境保全の推進のため、他の自治体との広域的な協働活動を行います。																																									
	■ 呑川の水環境実態調査（令和 6 年度） 【現場監視】 日蓮橋（中央八丁目 9 番～西蒲田一丁目 8 番）～御成橋（蒲田一丁目29番～蒲田五丁目 6 番）において、原則として平日の毎日、色相、臭気、スカム等の発生状況、魚類や鳥類等の生息状況などについてパトロールを実施。 【水質・底質調査】 通常時（4 地点・年12回）水質等の調査を実施 < 現場監視結果 > <table><tr><th>監視日数</th><th>臭気確認</th><th>スカム確認</th></tr><tr><td>241日</td><td>10日</td><td>30日</td></tr></table> < 水質調査結果 > <table><tr><th>項目</th><th colspan="4">BOD 75%水質値※</th><th colspan="4">DO 年平均值</th></tr><tr><th>地点</th><td>日蓮橋</td><td>山野橋</td><td>馬引橋</td><td>御成橋</td><td>日蓮橋</td><td>山野橋</td><td>馬引橋</td><td>御成橋</td></tr><tr><th>調査結果</th><td>2.5mg/L</td><td>4.0mg/L</td><td>3.8mg/L</td><td>4.1mg/L</td><td>5.0mg/L</td><td>3.5mg/L</td><td>3.3mg/L</td><td>3.6mg/L</td></tr></table> ※75%水質値：年間を通して4分の 3 の日数はその値を超えない水質レベル ■ 水質関係異常事故（令和 6 年度） 【水域別】 呑川 1件 【事故の種類】 魚浮上 1 件 ■ 他自治体との協働 東京湾に面した26自治体で構成する「東京湾岸自治体環境保全会議」、多摩川水系の都内19自治体からなる「多摩川水系水質監視連絡協議会」に参加し、合同調査やイベントの開催、情報の収集を行っています。										監視日数	臭気確認	スカム確認	241日	10日	30日	項目	BOD 75%水質値※				DO 年平均值				地点	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	調査結果	2.5mg/L	4.0mg/L	3.8mg/L	4.1mg/L	5.0mg/L	3.5mg/L	3.3mg/L
監視日数	臭気確認	スカム確認																																								
241日	10日	30日																																								
項目	BOD 75%水質値※				DO 年平均值																																					
地点	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋	日蓮橋	山野橋	馬引橋	御成橋																																		
調査結果	2.5mg/L	4.0mg/L	3.8mg/L	4.1mg/L	5.0mg/L	3.5mg/L	3.3mg/L	3.6mg/L																																		
沿革	呑川の水環境実態調査は平成3年度から実施																																									

ともにいきる		施策（取組の方向性）	生物多様性の保全・再生																																				
取組 事業名 目的概要 実施内容	取組	水環境の実態把握																																					
	事業名	水生生物・鳥類調査																																					
	目的概要	区内の水辺環境を広く体系的に調査し、絶滅危惧種や外来種の把握を行い、環境学習や開発時の環境保全対策を講ずるための基礎資料とします。 本調査は数年おきに実施しています。最新の調査は令和5年度に実施しました。																																					
	実施内容	< 調査地点 > <table><tr><th>水域</th><th>調査地点</th><th>魚類・底生生物</th><th>鳥類</th></tr><tr><td rowspan="3">多摩川</td><td>田園調布～鶴の木緑地</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>六郷橋緑地</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>大師橋緑地</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">呑川</td><td>上流域</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>中流域</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>内川</td><td>四之橋～諏訪橋</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><td>洗足池公園</td><td>全域</td><td>－</td><td>○</td></tr><tr><td>運河海域</td><td>ふるさとの浜辺公園</td><td>－</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">調査地点数</td><td>6地点</td><td>7地点</td></tr></table> < 令和5年度調査結果 > ○ 魚類は6目11科29種、底生生物は21目38科52種、鳥類は、13目33科74種が確認された。 ○ 重要種は、魚類では12種、底生生物では13種、鳥類では41種が選定された。 ※重要種の選定は、①文化財保護法(昭和25年)、②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年)、③環境省レッドリスト2020(令和2年)及び④東京都レッドデータブック（本土部）2023(令和5年)を基準とした。 ○ 外来種は、魚類では1種、底生生物では6種、鳥類では3種が確認された。 ※外来種は、①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、②我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リスト（平成27年 環境省）③国外 外来種であることが明らかな種を基準とした。		水域	調査地点	魚類・底生生物	鳥類	多摩川	田園調布～鶴の木緑地	○	○	六郷橋緑地	○	○	大師橋緑地	○	○	呑川	上流域	○	○	中流域	○	○	内川	四之橋～諏訪橋	○	－	洗足池公園	全域	－	○	運河海域	ふるさとの浜辺公園	－	○	調査地点数		6地点
水域	調査地点	魚類・底生生物	鳥類																																				
多摩川	田園調布～鶴の木緑地	○	○																																				
	六郷橋緑地	○	○																																				
	大師橋緑地	○	○																																				
呑川	上流域	○	○																																				
	中流域	○	○																																				
内川	四之橋～諏訪橋	○	－																																				
洗足池公園	全域	－	○																																				
運河海域	ふるさとの浜辺公園	－	○																																				
調査地点数		6地点	7地点																																				
沿革		水生生物・鳥類調査は昭和60年代から実施																																					

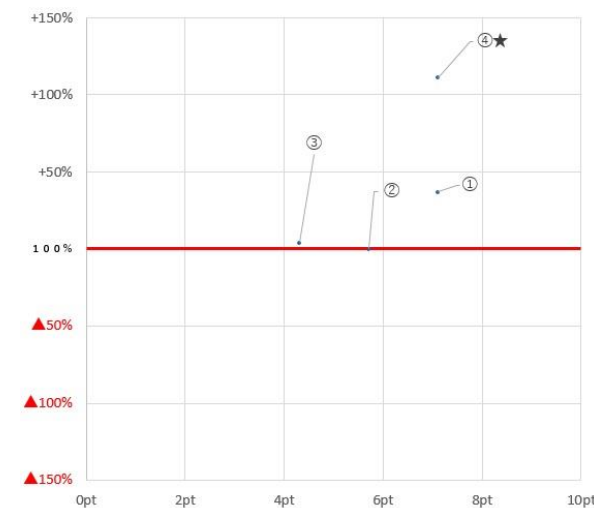
施策（取組の方向性） ごみを排出しないライフスタイルへの転換

一人ひとりがごみを減らし（Reduce）、再使用（Reuse）を心がけ、可能な限りごみを排出しないライフスタイルへの転換を進めます。

区民	買い物はマイバッグを持参し、詰め替え等の環境に配慮した製品を選び、使い捨てを減らします。 使えるものは捨てずに、フリーマーケット等を通じて必要な人に渡し再使用します。
事業者・区	DX化により紙の削減や事業活動の無駄な資源を減らします。

取組 ごみ減量・3R推進のPRの充実

R6各事業の活動状況



事業	実績					R7目標値	事業設計 (各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)
	活動		R 4	R 5	R 6		
冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）	スマートフォンアプリダウンロード数	①	11,125件	11,809件	16,152件	16,959件	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/先取性
イベント参加によるPR	参加イベント数	②	6件	6件	6件	6件	
古着の行政回収モデル事業	回収量	③	93,724kg	107,590kg	112,157kg	123,372kg	ターゲット/ニーズ/地域性
資源循環学習教室等の実施	資源循環学習教室等参加団体数	④	12団体	12団体	19団体	★	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性/パートナーシップ
ふれあい指導の推進	啓発指導 実施集積所数（延べ）		3,640か所	2,343か所	5,534か所	-	ターゲット/影響度/ニーズ/地域性

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

施策（取組の方向性）

ごみを排出しないライフスタイルへの転換

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業	実績				R7目標値	事業設計
	活動	R 4	R 5	R 6		
事業者に対する排出指導	立入指導調査件数 (事業用大規模建築物)	163件	159件	175件	-	ターゲット/影響度/ニーズ
	立入指導調査 (事業用建築物)	122件	188件	153件	-	ターゲット/影響度/ニーズ
事業者に対する普及・啓発	廃棄物管理責任者講習会 受講事業者数	107所	118所	142所	-	ターゲット/ニーズ/パートナー シップ
	廃棄物の減量及び適正 処理事業者等表彰	3件	3件	2件	-	ターゲット/ニーズ
浄化槽清掃業者の許可・指導	-	実施	実施	実施	-	ターゲット

施策（取組の方向性）

ごみを排出しないライフスタイルへの転換

取組

Reduce・Reuse

事業	実績				R7目標値	事業設計
	活動	R 4	R 5	R 6		
民間等と連携した古着の回収循環型モデル事業	回収量	-	-	13,075kg	-	ターゲット/ニーズ/地域性/パートナーシップ
民間事業者を活用したリユース推進事業	-	-	実施	実施	-	ニーズ/効率性・生産性/パートナーシップ
粗大ごみからのピックアップ回収	羽毛布団	2,405枚	2,065枚	2,469枚	-	ニーズ
	衣装ケース	32,570kg	49,430kg	49,360kg	-	ニーズ
	自転車	4,984台	6,847台	10,826台	-	ニーズ

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

冊子・リーフレット等配布、アプリ配信（広報活動）

目的概要

様々な媒体（冊子・ホームページ、アプリ等）を活用して、ごみ減量・3Rの推進に関する普及・啓発を実施します。

実施内容

<令和6年度>

名称	発行部数等	配布場所等
「資源とごみの分け方・出し方」	475,000部	区内全世帯 特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「資源とごみの分け方・出し方」外国語版 （英語・中国語・ハングル・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）	随時庁内印刷	特別出張所 戸籍住民課住民担当 清掃事務所等
「年末年始の資源とごみ収集のお知らせ」	24,675部	町会回覧
小学校環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」	6,800部	区内小学校 清掃事務所等
「大田区清掃とリサイクル」	1,100部	清掃事務所等
「事業者の皆さんへ」	1,000部	清掃事務所等
「清掃だより」	年10回発行	地域力推進各地区委員会等
「大田区ごみ分別アプリ」	16,152件 （累計79,806件）	アプリ配信
「プラスチック分別回収が区内全域で始まります」 （産業経済部と連携した実証実験促進事業HOIPによる15言語QRコード掲載版）	1,210部	特別出張所 清掃事務所等
動画「大田区のプラスチック回収について」	2,406再生	Youtube大田区公式チャンネル
動画「プラスチック回収における分け方出し方」	3,202再生	Youtube大田区公式チャンネル

沿革

スマートフォンアプリ「大田区ごみ分別アプリ～資源とごみの分け方・出し方～」は平成29年11月から配信

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

イベント参加によるPR

目的
概要

様々なイベント等への参加の機会を活用して、ごみ減量・3Rの推進について普及・啓発を実施します。

実施内容

<令和6年度 参加イベント等>

イベント名	開催日	会場	内容
大田区子ども ガーデンパーティー	令和6年4月28日（日）	—	環境学習用収集車でのごみ積み込み体験
夏休みバス見学会	令和6年7月26日（金） 令和6年7月31日（水）	㈱リーテム東京工場	回収品の分別工程見学
大田清掃工場夏休み親子見学会	令和6年8月10日（土）	大田清掃工場	大田清掃工場の見学、環境学習用収集車でのごみ積み込み体験など
多摩川清掃工場 環境フェア2024	令和6年10月20日（日）	多摩川清掃工場	小型家電回収、古着回収・リユース、環境学習用収集車でのごみ積み込み体験など
OTAふれあいフェスタ	令和6年11月2日（土） ～11月3日（日）	平和の森公園	ごみ分別クイズ、小型家電回収、環境学習用収集車でのごみ積み込み体験など
エコフェスタ	令和7年3月8日（土）	田園調布せせらぎ館	古着のアップサイクル製品配布

沿革

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

資源循環学習教室等の実施

目的
概要

幅広い世代に対して、ごみの正しい排出方法やリサイクルの重要性、新たな環境課題や対策のための具体的な解決行動などについて理解を深めるための学習機会を提供します。

- ・ 小学校（主に4年生）、保育園・児童館で環境学習を実施
- ・ 自治会・町会など地域へ出向く出前講座を実施

実施内容

<令和6年度>

管轄	小学校		保育園・児童館		自治会・町会
	実施学校	参加者数	実施園・館	参加者数	回数
大森清掃事務所	3校	257人	-	-	1回
蒲田清掃事務所 （調布地区）	3校	395人	-	-	-
蒲田清掃事務所 （蒲田地区）	10校	635人	1園0館	50人	1回
計	16校	1,287人	1園0館	50人	2回



沿革

保育園・児童館における環境学習は、平成28年度から蒲田地区でモデル開始、平成29年度から実施地域を拡大。自治会・町会への出前講座は、平成25年10月から実施。

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

ふれあい指導の推進

目的
概要

ごみの適正分別・排出・処理がなされるように、清掃事務所では、区民・事業者との対話を中心とするきめ細かな「ふれあい」を大切にした指導を行うふれあい指導活動に取り組みます。
清掃事業の区移管後も指導業務の強化を図るため指導業務運営方針を策定し、指導班を設置して、収集班との連携のもとに、区全域に係る共通課題や各清掃事務所の地域特性を踏まえた所別重点課題を設定して活動しています。

実施内容

■ ふれあい指導（集積所における排出指導）

集積所の可燃・不燃・資源の分別や排出状況、事業系有料ごみ処理券の貼付、医療系廃棄物・危険物等の排出状況などの調査・指導を行っています。

（令和6年度の実施内容）

- ・不適正排出されたごみ袋を破袋し、排出者が特定できた場合の直接指導や、集積所近隣ヘリーフレットを配布するなどの啓発指導を実施（延べ5,534集積所）しました。
- ・一定期間警告をしたのち、不適正排出された廃棄物の回収を実施（1,344件）するなど集積所の美化に努めました。



沿革

ふれあい指導は東京都清掃局時代の平成10年度から実施

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

高齢者・障害者への支援

目的
概要

ごみ（可燃・不燃ごみ）を自ら集積所まで出すことが困難な高齢者世帯等に対して、ごみを戸別に訪問収集することで、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の継続を支援します。
また、区民サービス向上の観点から、高齢者・障害者で運び出しが困難な場合に屋内から粗大ごみの運び出し収集を行います。

実施内容

■ 戸別収集事業

対象者：ごみを集積所へ持ち出すことが困難で、他の方の協力を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯

- ① 要介護2以上に認定されている。
- ② 身体障害者障害程度1・2級に認定されている。
- ③ その他、区長が認めたとき。

■ 粗大ごみ運び出し収集事業

受付手続：相談・受付は清掃事務所。清掃事務所職員が事前に下見を行う（無料）。

対象世帯：身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない65歳以上の高齢世帯又は障害者のみの世帯

沿革

戸別収集事業は平成14年4月1日事業開始（モデル事業を平成13年4月1日に開始）

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

防鳥用ネットの貸し出し

目的
概要

強風やカラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットの貸出を行っています（防鳥用ネットのサイズは、大：3×4m、小：2×3m）。

実施内容

集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に清掃事務所において無料で貸し出しています。



沿革

「防鳥用ネット貸付に関する取扱基準」（平成20年4月1日）の制定により現在の運用開始

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

事業者に対する排出指導

目的概要

事業者に対し、適正排出について指導を行います。事業者は事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任において処理するか、民間処理業者に委託することが原則です。少量で家庭ごみの収集に支障のない範囲において、事業系有料ごみ処理券を貼付して集積所に排出することができます。

【マニフェスト（一般廃棄物管理票）制度】次の①～③の事業者には廃棄物の種類・重量・排出場所等を記載する「マニフェスト」の作成が義務付けられています。①事業系一般廃棄物(汚泥を除く)を1日平均100kg(月3t)以上排出する事業者 ②事業系一般廃棄物のうち汚泥を排出する事業者 ③事業系一般廃棄物を臨時に排出する事業者

実施内容

■ 一般廃棄物処理業（一般廃棄物の収集・運搬、処分を業とする者）の指導

（令和7年3月31日現在）	収集運搬業	処分業
許可件数	286件	7件

■ 排出指導

保管場所届出・

立入指導の実施対象：

大規模建築物

集団住宅

延べ床面積3,000㎡以上の建築物

事業用

事業用途に供する部分の延べ床面積3,000㎡以上の建築物

事業用建築物

事業用途に供する部分の延べ床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物

保管場所別	対象	保管物	届出件数
廃棄物	延べ床面積3,000㎡以上の大規模建築物（集団住宅の廃棄物保管場所には資源物保管スペースも含む）	可燃ごみ、不燃ごみ（集団住宅は資源を含む）	17件
再利用対象物	事業用途に供する部分の延べ床面積3,000㎡以上の建築物	事業用大規模建築物の資源	9件
回収資源	居住予定人員100名以上の集団住宅	集団回収資源（古紙）	10件

立入指導対象別	対象建築物	調査件数
大規模建築物（事業用）	597棟	175件
事業用建築物	576棟	153件

沿革

一般廃棄物処理業の許可は平成24年度まで各区で事務処理を行っていたが、平成25年度から東京二十三区清掃協議会の管理執行事務として実施。

取組

ごみ減量・3R推進のPRの充実

事業名

事業者に対する普及・啓発

目的
概要

事業者に対し適正排出について普及・啓発を行います。
事業者に対する講習会や表彰を実施することによって、ごみ減量や資源化推進の活動意欲を高め、企業価値の向上を図ります。

実施内容

■ 廃棄物管理責任者講習会

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任して区長に届出を行わなければいけません（大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条）。

区では、事業用大規模建築物の新任の廃棄物管理責任者を対象に、ごみの減量やリサイクルの推進の基本について講習を実施しています。

	実施回数	受講事業所数
新任講習会	1回	142所

■ 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰

（延べ床面積3,000㎡以上の建築物）

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を行っています。

令和6年度表彰：2件の建築物の所有者等



沿革

廃棄物管理責任者講習会は、平成12年度から区で実施。
事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理事業者等表彰は、平成28年度から実施。

取組	ごみ減量・3 R推進のPRの充実						
事業名	浄化槽清掃業者の許可・指導						
目的概要	大田区の排水処理はほとんどの地域で下水道により行われていますが、一部地域では浄化槽で処理されています。区は、浄化槽清掃業者の許可・指導及び保守点検業者の紹介を行っています。区内の浄化槽は17基が登録されています（令和7年3月31日現在）。その多くは事業用のものです。						
実施内容	■ 浄化槽清掃業者の許可・指導 浄化槽管理者（設置者）は、浄化槽を年1回以上、区長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃させなければいけません。 浄化槽清掃業を営む者は、浄化槽清掃業の許可と浄化槽汚泥の収集運搬を行うための一般廃棄物処理業の許可を併せ持たなければいけません。 <table><tr><td colspan="2">23区内許可業者 (令和7年3月31日現在)</td><td>44社</td></tr><tr><td>うち 大田区内許可業者</td><td></td><td>3社</td></tr></table>	23区内許可業者 (令和7年3月31日現在)		44社	うち 大田区内許可業者		3社
	23区内許可業者 (令和7年3月31日現在)		44社				
うち 大田区内許可業者		3社					
	■ 浄化槽管理者の保守点検履行 浄化槽管理者は、浄化槽の法定検査を年1回行わなければいけません。 このため、区は管理者の求めに応じて、業界団体を通じて保守点検業者を紹介しています。						
沿革							

取組

Reduce • Reuse

事業名

古着の行政回収モデル事業

目的概要

古着のリユース意識を高め活動を普及するため、地域的な拠点回収の利用拡大を進めます。事業開始当初は4会場で2か月に1回の頻度で実施し、以後開催数や会場数を拡大しています。（令和7年度は各会場において月1～2回開催予定）

実施内容

<令和6年度実績>

会場数	回収回数	回収量
14か所	170 回	112,157kg

回収実績には、雪谷特別出張所、森ヶ崎緑華園での臨時回収分を含みます。

沿革

令和元年度から事業開始。令和2年度から開催数や会場数の拡大を進めています。

取組

Reduce・Reuse

事業名

民間事業者等と連携した古着の回収循環型モデル事業

目的
概要

民間事業者等と連携し、多様な手法で古着回収の受け皿を確保します。
回収した古着は区民や区内児童・福祉施設・教育機関等へのリユース、区内事業者・教育機関等でのアップサイクルを行い古着の地域循環且つごみ減量の実現をめざします。

実施内容

■ 古着の回収循環型モデル事業

古着の回収事業について、民間事業者などと連携し、古着の再商品化と再利用化の区内循環ネットワークを構築することで、全区民がSDGsに取り組む契機となる大田区ならではの地域循環型モデル事業を展開します。

<令和6年度>

古着回収ボックス設置数：30か所

古着回収量：13,075kg

沿革

令和6年度から事業開始（3ヶ年限定の実証事業）

取組

Reduce・Reuse

事業名

民間事業者を活用したリユース推進事業

目的
概要

ごみ排出の前にリユースという選択肢を区民に向けて提示することで、区民のリユース意識や行動変容を促進し、ごみ・温室効果ガス削減に寄与する。

実施内容

■おいくら

インターネット上でリサイクルショップなどによる一括査定ができるサイト。

区民は『おいくら』を通じて粗大ごみ対象品目等の引き取りを依頼し、各リサイクル事業者から査定結果が提示され、区民と事業者間で取引を行います。

■ジモティー

インターネット上で、個人間で取引ができる掲示板サイト。

区民は『ジモティー』に不要となった「もの」を出品し、それを必要とする人が購入または無料引き取りし、直接取引もしくは送付することで個人間の取引を可能としています。

<令和6年度実績>

サイト名	依頼（投稿）品目数
おいくら	12,236件
ジモティー	62,047件




沿革

株式会社マーケットエンタープライズ（おいくら）とは令和6年3月に連携協定締結、株式会社ジモティーとは令和6年10月に連携協定締結

つくる・つかう・すてる		施策（取組の方向性）		ごみを排出しないライフスタイルへの転換											
くらし・はたらく はこぶ ともにいきる つくる・つかう・すてる	取組	Reduce・Reuse													
	事業名	粗大ごみからのピックアップ回収													
	目的概要	粗大ごみ中継所に搬入した粗大ごみの中から、排出個数の多いごみの再資源化を進め、粗大ごみの減量を図ります。													
	実施内容	< 令和 6 年度実績 > <table><tr><th>品目</th><th>搬入先中継所</th><th>回収量</th></tr><tr><td>羽毛布団</td><td>京浜島中継所 糀谷粗大中継所</td><td>2,469枚</td></tr><tr><td>衣装ケース</td><td>京浜島中継所</td><td>49,360kg</td></tr><tr><td>自転車</td><td>京浜島中継所 糀谷粗大中継所</td><td>10,826台</td></tr></table>			品目	搬入先中継所	回収量	羽毛布団	京浜島中継所 糀谷粗大中継所	2,469枚	衣装ケース	京浜島中継所	49,360kg	自転車	京浜島中継所 糀谷粗大中継所
品目	搬入先中継所	回収量													
羽毛布団	京浜島中継所 糀谷粗大中継所	2,469枚													
衣装ケース	京浜島中継所	49,360kg													
自転車	京浜島中継所 糀谷粗大中継所	10,826台													
沿革		羽毛布団再資源化事業は平成27年5月、衣装ケースの再資源化事業は令和4年7月、自転車のリユース事業は令和4年4月から開始。													

施策（取組の方向性）

資源の再生利用の推進

ごみを減らし再使用しても残ってしまう不要物については、可能な限り再生利用（Recycle）します。また、植物由来のバイオプラスチックなど再生可能な（Renewable）資源を利用する取組を進めます。

区民

資源とごみの分別を徹底し、積極的に集団回収にも参加します。

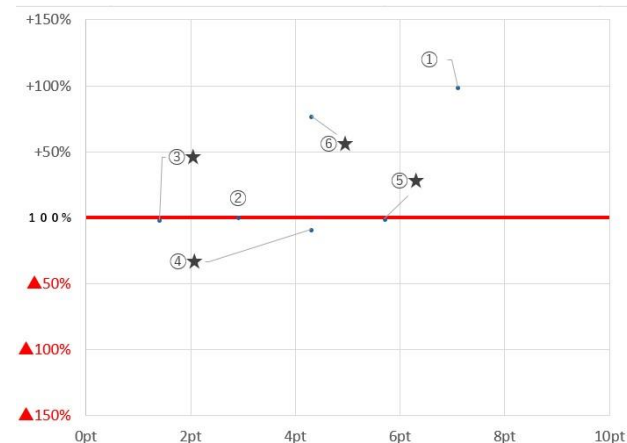
事業者・区

環境に優しい原料や工程で製品を製造し、ごみとなったものは適正に処理します。

取組

Recycle

R6各事業の活動状況



事業	実績					R7目標値	事業設計 (各2点×7項目=14点満点 →10点満点に換算)
	活動		R 4	R 5	R 6		
資源プラスチック回収	分別率(※) (回収量)	①	18.33% (119,630kg)	22.7% (936,100kg)	23.9% (1,858,200kg)	23%	ターゲット/ニーズ/地域性/ 効率性・生産性/先取性
廃食用油のSAFリサイクル	廃食用油回収量	②	—	—	639 L	3,450 L	ニーズ/地域性
資源の行政回収・集団回収	行政回収 収集量	③	25,215t	24,300t	23,894t	★	ニーズ
	集団回収 収集量	④	10,071t	9,420t	8,567t	★	ニーズ/地域性/パートナー シップ
集団回収事業への支援	活動実績数	⑤	740団体	748団体	742団体	★	ターゲット/ニーズ/地域性/ パートナーシップ
資源持ち去り防止パトロール	警告書交付	⑥	31件	13件	23件	★	ターゲット/ニーズ/地域性

（※）R4～R6実績は、一部先行実施地域のため参考数値

★は目標値検討中、R5とR6を比較しグラフ化

施策（取組の方向性）

資源の再生利用の推進

取組 Recycle

事業	実績			R7目標値		事業設計
	活動		R 4	R 5	R 6	
不燃ごみの適正処理及び資源化事業	資源化量	-	1,336t	1,317t	1,209 t	- ターゲット/ニーズ/地域性
小型家電リサイクル事業	資源化量	-	2,114,292kg	1,990,346kg	2,106,828kg	- ニーズ/地域性
給食生ごみリサイクル事業	回収量	-	648,460kg	662,950kg	639,370kg	- ターゲット/影響度/ニーズ/地域性
ペットボトルのボトルtoボトル 水平リサイクル	-	-	-	-	実施	- ターゲット/ニーズ/地域性/効率性・生産性/パートナーシップ/先取性

取組

Recycle

事業名

資源の行政回収・集団回収

目的
概要

ごみの減量と資源循環を図るため、資源 7 品目（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトル）及び家庭で使い終わった食用油（廃食用油）を「資源」として回収します。
また、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を自主的なグループによって回収する集団回収を促進します。

実施内容

○ 資源分別収集品目・実績（令和 6 年度）

単位：t

	古紙類 新聞 雑誌・雑が み段ボール	びん	かん	食品トレイ 発泡スチ ロール	紙パック	ペット ボトル	廃食用油	布類	計
回収場所	集積所 約32,000か所						特別出張所等18 か所	特別出張所等 16か所	-
行政回収(t) (集積所回収)	13,684	4,962	1,587	99	122	3,431	10	—	23,894
集団回収(t)	8,301	1	186	0	12	0	0	66	8,567
計	21,985	4,963	1,773	99	134	3,431	10	66	32,461

沿革

平成27年10月1日から回収品目に発泡スチロールを追加
令和 7 年 4 月 1 日から回収品目から発泡スチロールと食品トレイを削除（同品目はプラスチックとして回収）

取組

Recycle

事業名

集団回収事業への支援

目的
概要

自主的にグループを作り、家庭から出る新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶などの資源を回収し、大田区に登録した資源回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動を促進します。
町会、自治会、子ども会、PTA、集合住宅管理組合など、区内の住民で組織された団体（営利を目的としていない）で、1グループ当たり原則として10世帯以上の団体であれば「リサイクル活動グループ」として団体登録ができます。

実施内容

■ リサイクル活動グループへの支援

区は、リサイクル活動グループに対し回収実績に基づき報奨金を支給します。

<令和6年度実績>

※登録数は令和7年3月31日現在のグループ数

※活動数は活動実績があったグループ数

登録数	838団体
-----	-------

活動数	742団体
-----	-------



■ 集団回収登録業者への支援

集団回収登録業者は、活動グループと契約して資源を引き取る業者です。登録業者には支援金が交付されます。

令和7年3月31日現在の登録数：45業者

沿革

令和3年度から集団回収登録事業者に対する支援金交付を開始

取組

Recycle

事業名

資源持ち去り防止パトロール

目的概要

「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、指定事業者以外の者が資源物を集積所から持ち去る行為を禁止するとともに、区長の禁止命令に対する違反者に罰金を科します。
また、資源持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを民間事業者に委託し、持ち去り行為を行う者への注意・指導を行います。

実施内容

■ 資源持ち去りパトロールの実施

○ 資源持ち去り防止のためパトロール車による巡回指導を実施しました。

・ 委託によるパトロール（2台/日）

月曜日から土曜日の午前6時30分から午前10時までの間で実施しました。

実施日数 309日

・ 職員によるパトロール（1台/日）

実施回数 46回

・ 警告書23件、命令書8件交付、告発0件



資源持ち去り防止
パトロール実施中
大田区

■ 資源持ち去り防止対策の周知

○ 資源持ち去り防止対策について区報及び区ホームページに掲載し周知を図りました。

・ 区報令和7年3月11日号に掲載

・ 区ホームページに常時掲載

沿革

平成12年4月1日「大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行。改正：平成15年7月1日、資源ごみを「資源物」と位置づけ、区の所有物として指定事業者以外の収集・運搬を禁止。
平成21年4月1日、持ち去り行為禁止を規定化（罰則20万円）。委託業者によるパトロール開始。
委託パトロール体制：令和3年度から委託車両1台により週6日実施（月～土曜日、各日6：30～9：00）。令和4年度から委託車両を2台へ。

取組

Recycle

事業名

小型家電リサイクル事業

目的概要

小型家電には貴金属、レアメタル等の有用な金属が含まれています。回収した小型家電から金属類を取り出し、資源の有効活用を図ります。
小型家電10品目を区施設など42拠点で回収しています。併せて「OTAふれあいフェスタ」等のイベント開催における回収、また粗大ごみ及び不燃ごみからも回収しています。

実施内容

対象品目	【小型家電10品目】携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ		
	小型家電（小型家電10品目を除く）、粗大ごみ及び不燃ごみに係る有価物（鉄製品、LED照明など）		
回収方法	① 拠点回収	区内42か所に回収ボックスを常設して小型家電10品目を回収	
		設置場所	区役所本庁舎、特別出張所、清掃事務所、（一財）大田区環境公社田園調布本部、一部の区立図書館、消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、大田区民プラザ、大田区産業プラザ、大田区民ホール・アプリコ、カムカム新蒲田、大森地域庁舎
	② イベント回収	区内で開催されるイベントにおいて区民への啓発を行う中で小型家電10品目を回収	
	③ ピックアップ回収	粗大ごみ及び不燃ごみから小型家電及び有価物を回収	

【資源化量】

回収した有価物は国が指定する認定事業者へ売却し、国内においてリサイクルします。

令和6年度実績（kg）		小型家電10品目	LED照明※	小型家電（10品目除く）	その他の有価物	計
拠点回収		2,740	—	2,153	—	4,893
イベント回収		3	—	—	—	3
ピックアップ回収	粗大ごみ	—	—	546,780	684,440	1,231,220
	不燃ごみ	11,501	3,955	358,880	496,376	870,712
計		14,244	3,955	907,813	1,180,816	2,106,828

※LED照明からは、アルミニウム、銅、貴金属等を回収

沿革

平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行に伴い、平成25年10月1日から小型家電の資源化事業を開始。平成24年度から開始した粗大ごみの資源化事業は、その対象のほとんどが法に基づく小型家電に該当することから本事業に統合。

つくる・つかう・すてる		施策（取組の方向性）		資源の再生利用の推進																														
取組 事業名 目的概要 実施内容	Recycle																																	
	不燃ごみの適正処理及び資源化事業																																	
	不燃ごみ中の水銀含有物（乾電池、蛍光灯等）、有用金属等を回収・資源化することにより、環境汚染の防止、最終処分場の延命化を図っています。																																	
	< 令和6年度実績 > <table><tr><td></td><td>大森地区</td><td>調布地区</td><td>蒲田地区</td><td>計</td></tr><tr><td>収集量</td><td>990t</td><td>761t</td><td>1,199t</td><td>2,950t</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>家電類</td><td>鉄類</td><td>小型家電 10品目</td><td>LED</td><td>乾電池</td><td>蛍光灯</td><td>陶器</td><td>びんかん スプレー缶</td><td>計</td></tr><tr><td>資源化量</td><td>359 t</td><td>496 t</td><td>12 t</td><td>4 t</td><td>137 t</td><td>37 t</td><td>83 t</td><td>81 t</td><td>1,209 t</td></tr></table> ■ 収集後の流れ 民間中間分別施設（選別） ⇒水銀含有物 ⇒専門業者において適正処理 ⇒有用金属（資源化物） ⇒認定事業者へ売却 ⇒陶器 ⇒認定事業者へ売却 ⇒その他不燃ごみ ⇒清掃一部事務組合処理施設						大森地区	調布地区	蒲田地区	計	収集量	990t	761t	1,199t	2,950t		家電類	鉄類	小型家電 10品目	LED	乾電池	蛍光灯	陶器	びんかん スプレー缶	計	資源化量	359 t	496 t	12 t	4 t	137 t	37 t	83 t	81 t
	大森地区	調布地区	蒲田地区	計																														
収集量	990t	761t	1,199t	2,950t																														
	家電類	鉄類	小型家電 10品目	LED	乾電池	蛍光灯	陶器	びんかん スプレー缶	計																									
資源化量	359 t	496 t	12 t	4 t	137 t	37 t	83 t	81 t	1,209 t																									
沿革	平成27年 6 月「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定・公布され、令和元年度末で埋立処分場での水銀含有物の受入れが終了。平成28年度から不燃ごみの適正処理及び資源化事業を開始。平成28年度は大森清掃事務所管轄の一部地域、平成29年度は大森清掃事務所管轄及び調布清掃事務所管轄の全域、平成30年度以降大田区全域で実施。																																	

つくる・つかう・する		施策（取組の方向性）	資源の再生利用の推進				
取組	Recycle						
事業名	廃食用油のSAFリサイクル						
目的概要	家庭で発生する廃食用油をSAFの原料として回収・リサイクルする仕組みを構築することで、脱炭素社会の実現を推進します。						
実施内容	家庭で発生する廃食用油を、連携先である各事業者が区内で運営する店舗に設置した回収ボックスでSAFの原料として回収します。区は、SAFが脱炭素化に貢献するものであることをより広く区民に周知するとともに、使用済み食用油の回収を促進するため、広報等による普及啓発を実施します。 < 令和6年度実績 > <table><tr><th>店舗数</th><th>回収量</th></tr><tr><td>8 店舗</td><td>639 リットル</td></tr></table>			店舗数	回収量	8 店舗	639 リットル
店舗数	回収量						
8 店舗	639 リットル						
沿革	令和 6 年11月、日本航空(株)ほか 5 社と連携協定締結。以後、連携先の店舗にて廃食用油の回収を開始。						

つくる・つかう・すてる		施策（取組の方向性）	資源の再生利用の推進
取組	Recycle		
事業名	給食生ごみリサイクル事業		
目的概要	区立小・中学校から排出される給食の食べ残しや調理過程で生じた調理くずなどの残渣を回収し、区内食品リサイクル事業者により飼料等にリサイクル活用して再生利用を促進します。 これにより、ごみの減量とともに循環型社会の構築、小・中学校での食品ロス削減の普及啓発や環境意識の向上へとつなげます。		
実施内容	■ 給食生ごみリサイクル事業 令和 6 年度実績 回収対象 区立小・中学校86校 ※志茂田小・志茂田中学校については、小・中一体校舎のため 1 校として数える。 回収量 639,370kg		
沿革	令和 4 年度から環境計画課から総務課へ事業移管		

取組

Recycle

事業名

ペットボトルのボトルtoボトル水平リサイクル

目的概要

民間事業者4者と連携した「環境負荷軽減」に資する新たな取組として、本庁舎にペットボトルの減容回収機を設置して、回収した使用済みペットボトルを新たなペットボトルへと再生する水平リサイクル事業を実証的に進めています。

この取組を通じて、区民や事業者への普及啓発を行い、さらなる行動変容に発展していくことを目指していきます。

実施内容

<R6年度実績>

【ペットボトル回収本数】

9,955本（R6.12月25日～R7.3月31日）※500ml容器換算

【CO₂削減効果】

化石燃料から新たにペットボトルを作成するのと比較して、約6割のCO₂排出量を削減。

本庁舎設置場所の様子



沿革

R6年度から実施

施策（取組の方向性）

食品ロス削減の推進

食品ロスの削減は、ごみの削減であると同時に、調理にかかったエネルギーや資源など、様々な”もったいない”を解消する取組です。食品ロスについてよく知り、食品ロスを出さない意識を持ち、削減行動を実践します。

区民

食品の買いすぎや調理による作りすぎ、食べ残しを減らします。

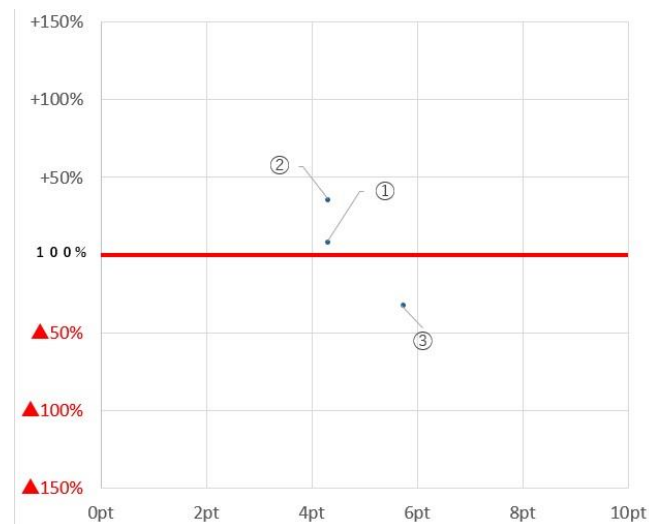
事業者・区

食品の製造工程で出るロスは、フードドライブ等を通じて有効活用します。

取組

食品ロス削減への行動変容

R6各事業の活動状況



事業	実績					R7目標値	事業設計 (各2点×7項目＝14点満点 →10点満点に換算)
	活動		R 4	R 5	R 6		
食品ロス削減事業	大田区食べきり応援団 年度未登録事業者数	①	48事業者	54事業者	59事業者	64事業者	ターゲット/地域性/パートナー シップ
	出前授業 参加者数	②	282人	380人	518人	569人	ターゲット/効率性・生産性/パー トナーシップ
フードドライブ	フードドライブ 回収量	③	2,139kg	1,394kg	885kg	973kg	ターゲット/ニーズ/地域性/パー トナーシップ
食品ロス削減月間における 普及啓発	ナッジによる行動変容策		-	実施	実施	-	ターゲット/影響度/地域性/

取組

食品ロス削減への行動変容

事業名

食品ロス削減事業

目的概要

（一財）大田区環境公社と連携し、「大田区食べきり応援団」「出前授業」「未利用食品の有効活用」等の食品ロス削減にかかる普及啓発事業を実施します。

実施内容

■ 大田区食べきり応援団

区内で食品ロス削減に取り組む飲食店、宿泊施設、食料品取扱事業者等を「大田区食べきり応援団」として登録し、その利用を促進することで、事業者及び消費者への食品ロス削減にかかる意識啓発につなげます。

登録事業者数

令和7年3月31日現在

59事業者



■ 出前授業

将来を担う小・中学生を対象に、食品ロスについて「知る」「考える」きっかけとなる出前授業を実施します。

実施校数	参加人数	実施日	協力企業・団体
7校 (8回実施)	518人	9月17日、10月1日、 10月11日、11月7日、 11月11日、11月28日、 12月10日、2月15日	(株)東急ストア、(株)アルフォ、カルビー (株)、ワタミ(株)、 (社福)大田区社会福祉協議会

■ 未利用食品の有効活用（地産地消型未利用食品マッチング）

区内事業者から提供される未利用食品を食品を必要とする区内福祉団体等とマッチングし、有効活用を図ります。
令和6年度 紹介件数：1件

沿革

令和4年度から（一財）大田区環境公社委託事業。

取組

食品ロス削減への行動変容

事業名

フードドライブ

目的
概要

家庭でまだ食べられるのに捨てられてしまう未利用食品を区に持ち寄ってもらい、地域の 福祉団体や施設などに寄付します。

受付場所を区役所本庁舎（８階）のほか特別出張所に設置し、利便性を図っています。

実施内容

< 令和 6 年度 >

時期	【第 1 回】 令和 6 年 6 月 10 日～14 日 【第 2 回】 令和 6 年 9 月 9 日～13 日 【第 3 回】 令和 7 年 1 月 20 日～24 日
受付場所	特別出張所 5 所（入新井・池上・嶺町・羽田・矢口）、 環境計画課（区役所本庁舎 8 階）
参加者数	延べ 282 人（内訳：第 1 回 78 人、第 2 回 99 人、第 3 回 105 人）
寄付内容	重量 885.20kg



（フードドライブでお預かりした食品）

沿革

平成 29 年度から開始

取組

食品ロス削減への行動変容

事業名

食品ロス削減月間における普及啓発

目的概要

10月の食品ロス削減月間にあわせ、区民が家庭の各場面において実施しやすい食品ロス削減に寄与する取組を紹介し、また、月間キャンペーンを通じて普及啓発を強化することで、区民の食品ロス削減に関する意識醸成と行動変容の促進を図ります。

実施内容

<令和6年度>

■食品ロス削減月間キャンペーンの実施

「食品ロス削減アドバイザー」福田かずみ氏と連携し、食品ロス削減に関するコラムを作成した。あわせて、コラムの内容に合わせたクイズキャンペーンを実施しました。

- ・キャンペーン参加者数：60人

■食品ロス削減啓発動画の配信

家庭でできる食品ロス削減の実践に関する啓発動画を
大田区公式Youtubeチャンネルで配信しました。

- ・冷蔵庫整理と食品ロス削減（令和2年度作成）
- ・6分でわかる まるごと野菜のエコレシビ（令和4年度作成）
- ・食品ロスをへらそう！ 冷凍術のコツとレシピ（令和5年度作成）

■グッズを活用した行動変容策

食品ロス削減に向けたナッジによる行動変容策として、
冷蔵庫内の食材管理ができるグッズ（食材マグネットシート）を作成しました。

■イベント等における普及啓発

- ・大田区生活展 令和6年10月6日 パネル展示
- ・大田区ナナハト学校 令和6年10月19日 パネル展示、ぬり絵、食品ロスに関するアンケート

沿革

令和2年度から開始

※グッズを活用した行動変容策は令和5年度から開始



食材マグネットシート